

1. 議 事 日 程（5 日目）

（平成25年那智勝浦町議会第3回定例会）

平成25年9月18日

9 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

8 番 東 信 介…………… 209

1. 防災について
2. 鳥獣被害について
3. 環境問題について
4. 災害について（台風12号）

5 番 曾 根 和 仁…………… 227

1. クレーム対応および不当要求行為への対応について
2. 森林伐採に対する指導・監督について
3. 寺本町政の4年間を総括して

1 番 左 近 誠…………… 246

1. 町長の公約実現度と将来ビジョンについて
2. 観光事業について
 - （1）外国人・東南アジア人の誘客
 - （2）湯川温泉の復活へ。勝浦港、夏山海岸、ゆかし潟を結ぶ観光ルートの開発
 - （3）個人客、日帰り客のまち中散策、駐車場の整備へ
3. 教育について
 - （1）体罰
 - （2）深刻なネット依存
4. 行政サービス向上について
 - （1）目安箱の活用
 - （2）若手職員の意見・提案の採用

3 番 下 崎 弘 通…………… 265

1. 町長の政治姿勢について
2. 生涯スポーツの普及推進について
 - 少子高齢化が進む中、特に高齢者スポーツに対する対応

7 番 田 中 幸 子…………… 284

1. 観光地の防災対策
2. 生活保護引き下げについて

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1 番	左 近 誠	2 番	荒 尾 典 男
3 番	下 崎 弘 通	4 番	森 本 隆 夫
5 番	曾 根 和 仁	6 番	湊 谷 幸 三
7 番	田 中 幸 子	8 番	東 信 介
1 0 番	山 縣 弘 明	1 1 番	中 岩 和 子
1 2 番	引 地 稔 治		

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

4 番 森 本 隆 夫 離席 10時40分～13時30分

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（15名）

町 長	寺 本 眞 一	教 育 長	笠 松 昭 紀
消 防 長	中 嶋 秀 和	参 事 (総務課長)	藪 本 活 英
総務課新病院 建設推進室長	浪 花 潔	会 計 管 理 者	久 原 章 功
病院事務長	八 木 敦 哉	税 務 課 長	城 本 和 男
住 民 課 長	玉 井 弘 史	福 祉 課 長	福 居 和 之
観光産業課長	松 下 安 孝	建 設 課 長	橋 本 典 幸
水 道 課 長	藪 根 敏 夫	教 育 次 長	瀧 本 雄 之
総務課副課長	矢 熊 義 人		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事 務 局 長	伊 藤 善 之
事 務 局 主 査	寺 地 強
事務局副主査	脇 地 健

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

〔４番森本隆夫議長席に着く〕

○議長（森本隆夫君） おはようございます。

再開に先立ち、傍聴者の皆様をお願いいたします。

傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しておりますとおり、傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力をいただきますようお願いいたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

９時００分 開議

○議長（森本隆夫君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１ 一般質問

○議長（森本隆夫君） 日程第１、一般質問を行います。

お手元に配付いたしております一般質問一覧表のとおり、通告順に従って、８番東議員の一般質問を許可します。

８番東君。

○８番（東 信介君） それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

通告順にちょっと順番を変更させて質問させていただきたいんですが、よろしくお願いします。

まず最初に、鳥獣被害についてお伺いいたします。

この鳥獣被害について、いかに把握されてるか、ちょっとお答えいただきたいと思うんですけど、よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お尋ねの件についてお答えいたします。

現在、鳥獣対策につきましては、従来の有害駆除と、そして緊急雇用創出事業の補助金を活用した鳥獣害防止隊による町内のパトロール及び捕獲活動等を行っております。現在、町内の鳥獣害の被害届につきましては、町内全体で全地区で被害届が出ている状況です。その中で、９月最新の捕獲数としましては、鹿が２７７頭、そしてイノシシが８７頭、猿が２０頭、あとアライグマ、ハクビシン等で４頭ほどとなっております。

それと同時に、鳥獣害対策実施隊というのを募集しました。これは猟友会の会員及び有害駆除のできる方に向けて、日を決めて町内一斉駆除をやるという、そういう組織をつくりました。それでの駆除を２回実施しておりまして、鹿７頭、猿１頭を捕獲駆除しております。

そういう状況で、最近小動物等の被害もふえてきました。ハクビシン、アライグマ、そしてアナグマ等、そういった関係でいろんなところで被害、いろんな被害、今までにない被害の状況が出てきております。これにつきましてはそういった形であらゆる方法を使って防止に努めて

いる状況でございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 今までどおりにやってくれるという感じなんですけど、最近新聞をにぎわした天満区の猿ですか、それと朝日町でもイノシシがうろうろしてるんですけど、その辺について、これ今までどおりの対策というのは、結局こういうふうにふえてきてるという状態なんですけど、何かその辺で力を入れてやるということはないんですかね。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 天満地区の猿につきましては、先日天満区の代表の方、そして猟友会、新宮保健所、そして新宮警察等々関係各機関の方に集まりいただきまして、その対応というのを検討しております。

すぐできることということで、わなの増設等をさせてもらっています。それと、区長と今連絡とりながらどういう対策がとれるのか、そして区の中で一斉のパトロールなり駆除活動、そういうのをどういう形でやっていくか、それを今区のほうと協議させていただいております。

そして、猿については、現在本年度の予算を3月に認めていただいた中で、大型の猿おりをことしは南平野と中里地区、色川と太田で1件ずつ設置して猿の駆除に力を入れていきたいと思っております。

それと、わななんですけども、現在鹿、イノシシ用のわなが21、そして猿用のわなが5基、そして小動物、ハクビシンとかアライグマ用のゲージなんですけども、これが25で、ほとんど出払ってる状態です。そして、住民課の環境係のほうの協力もいただきまして野犬の捕獲用のわなも、そういったのもフル活動しまして、今駆除を実施しております。

今の状況ですと、少しわなそのものが、ゲージそのものが不足するということで、現在ある予算の中で何とかやりくりして数基ふやしまして、対応していきたいと考えております。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 予算的なことなんで、まず町長にお願いしたいんですけど、先日僕も朝日の若者広場の公園でイノシシの子供ですか、朝電話がありまして、出ますよというて、捕まえに来てくださって、捕まえに行ったんですけど、そのとき親が1頭っていうんですか、子供が2頭あって、1頭しか見当たらないんですけど、捕獲のおりを貸してくださいと言うたら、もう全部出払ってますということで、もうないですよということで、こんなに被害があるんやなと思って、そんなに高いものではないんで、ぜひ町長、幾つか買っていただけたらと思うんですけど、いかがですか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

最近では農作物の被害というよりも人家の多い町なかへも出てきてるということで、そういう面での鉄砲を使うての捕獲は難しいということから、わなを中心にやらなければいけないということもあるんで、その辺については導入もこれから考えてまいりたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 8 番東君。

○8 番（東 信介君） イノシシの場合は多分捕獲のおりで対策はある程度はできると思うんですけど、これ天満区へ出てる猿ですが、先月ぐらいにニュースがありましたよね。市議会でもできんぐらい市の職員を派遣して、1 匹のかみつき猿かなんかを追いかけるはめになった市がありましたよね。天満区で出没されてるとこいうて、天満保育園のすぐ近くなんです。多分那智中学校あたりとかというのはもちろん禁猟区で、鉄砲では撃てんようなとこだと思うんですけど、その辺猿の対策って特別に何かやられてますか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 現在、その猿につきましては、この猿は7月の終わりごろから見かけられるようになったということで、現状につきましては、親子の猿で3頭いるという方と、2頭じゃないのかなという、目撃的、情報的にはちょっとその辺いろいろあるんですけども、出没する範囲はAコープのあたりから町立病院の前の思案橋ですか、あの辺まで見かけられてるということです。

実際銃による捕獲ができないところということで、対策については非常に苦慮しております。その中で、できることというとなを仕掛ける、それと猿についてどういう形で対応してたらいいのか、一番心配されるのが、住民の方のけが等の被害になってきますので、それについては回覧で天満区民のほうに対策等を考える、そして天満の区長からも提案あったんですけども、区民の方もそれにつきましては十分役場と協力して猿の追っ払い、あるいは駆除にやっていきたいんやということで、今どういう道具が必要か、効果的か、そういったものを相談しながら対策を進めていってるところでございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 8 番東君。

○8 番（東 信介君） 鹿277、イノシシ87、猿20ですか、実際この辺って生息数とかというのは大体わかったあるのかな、把握されたあるんですかね、その辺わかったあったら。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） その辺につきましては県のほうで個体調査等々やっておるんですけども、余りにも個体数の群れの増加が結構急だったというんですか、ある程度の時期からぐっとふえたということで、また県のほうでもいろいろ情報を聞くんですけども、完全には把握し切れていない、群れ数で20とか25とかという情報も県のほうへは聞いてるということなんですけども、その辺十分把握し切れてないという状況です。

○議長（森本隆夫君） 8 番東君。

○8 番（東 信介君） これは今のは猿の話ですね。イノシシとか鹿とかというのは、大体どのくらいおるとかというのはわかりにくいと思うんですけど、これ駆除するというのは、大体のものと数があって、このくらい出産するからこのくらい駆除せなんだらふえてくるということが計画にあると思うんです、根底に。だから、結局猿もふえてきてる、町なかまで出てくるというのは、もとの数があって、大体どのくらい以上駆除せなんだら年間ふえてくるということが

あると思うんですよ。大体その辺つかめてたら、今年度の予算のつけ方っていうんですかね、その辺わかると思うんですけど、もしわかれば。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 実際その個体数については把握し切れていないというのが現状です。

それと、県のほうで、ことしの場合、鹿については277頭と多いんですけども、これは県のほうの管理捕獲という、鹿に限って有害の被害届等々がなくても、4月から5月の半ばぐらいまでは駆除できる期間というのを定めまして、そしてそれぞれの地域に減らす個体数の数を割り振りまして、それでやってる中で277のうち137頭捕獲してるんですけども、これも県のほうはそういった形で捕獲した中で、そしてその後の個体を調査するという形なんで、どうしても個体調査ができて、その上でというよりも、増加数がわからないからそれぞれの市町村に割り当てて、じゃ、それでどれぐらい減ったか様子見ましようかというような、どちらかということ後手の対策にはなってしまいますけども、そういった形で個体数をもっと減らそうということでそういう制度を設けて、うちのほうもそれで春先に駆除をさせていただいております。

イノシシについては、猟期との絡みがありまして、猟期がある中で、イノシシについてはある程度個体調整は減ってるんですけども、それでもやはり今で87ということで、徐々にふえてきてるのかな、それ以上に鹿はふえるのが、猟期の捕獲が、現在鹿を撃つ人が少なくなっているという状況もありまして、ふえてきたのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） イノシシはおいしいですけど、鹿はなかなか食べる人も少ないということでしょうね、結局は。猿については全くそういうことじゃないと思うんで、これイノシシも鹿も猿もそうなんですけど、この地域の自然の環境の中で何頭ぐらいが適当かというの、個体数がわからんというのは一番問題やと思うんですけど、以前何かの資料で見たんですけど、箕面市の猿、公園の中の餌をやってる猿やと思うんですけど、バースコントロールという避妊の薬を使って出産率を下げるとのことなんですけど、その辺自然の猿じゃないんで、難しいかもわからんですけど、その辺もしわかっていればお聞きします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 個体数の調整を新しく生まれる個体から調整していこうということだと思いますけども、それは議員おっしゃられたように管理された施設の中での調整というのは可能かと思います。しかし、自然の中での有害駆除あるいは有害の鳥獣の個体数の減少という中で、今のとこどういう方法ができるのか、その辺は私どもまだちょっと把握しておりません。その辺についてもちょっと研究してみたいと考えております。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 猿の出生率は年間5%ぐらいふえてくらしいんで、やっぱり鳥獣害で駆除するのも必要やと思うんですけど、こういう個体調整というんですか、ふえ過ぎた場合は、や

っぱり環境の中で適正な頭数であると思うんです。駆除とそういう個体調整と二本柱ぐらいでいていただきたいですけど、またその辺研究よろしくお願いします。

それともう一点なんですけど、天満区に出た猿について、これは全くテレビで見ただけの話なんですけど、よく町なかで麻醉銃で撃たれてるやないですか。禁猟区でも麻醉銃、町なかやったらもちろん禁漁区やと思うんですけど、その辺について、そういうことができる範囲やったらそういうことができると思うんですけど、その辺わかっていれば少しお聞きします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えします。

麻醉銃につきましては、天満、そういう場所でも撃てる分があるんですけども、撃つに際して、当然薬剤を使いますので、それに対する資格のある人間等々いろいろ条件ありまして、この辺にはそういうことのできる方は、一応保健所のほうへ聞いてみたんですけども、この辺には麻醉銃を撃てる方というのはいませんという返事です。

そういう部分での対策もまたその中の一つに今も入れてはおるんですけども、そういったことも状況を見て考えていきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） これは発砲できる方がおらんのですか、それとも薬を調合する方、獣医さんかなんかになるんやと思うんですが、どちらがいなくて、そういうことはわかってられますか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 撃つのに対しては、銃の免許っていうんですか、持った方で撃てるということ聞いてますけども、薬剤の調合等々で、それに関する資格の方がこの辺におらないというふうに聞いております。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） これは獣医さんではだめ、また特別な資格が要ということですか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 薬剤の調合の資格を持った方、獣医さんは持ってられるんでしょうか、そういった麻醉銃の中へ充填する薬剤の調合等できる方、ですから獣医さんでは大丈夫かとは思いますが、その辺もちゃんと確認して、対策考えていきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） その辺も多分町なかへ出てくる動物が多いと思うんで、そういう対策しやすいような先手先手を打っていただきたいと思います。それでは、鳥獣害については終わらせていただきます。

次に、環境問題についてお聞きします。

よう那智川筋の休廃鉱山ですか、よく坑道や堆積場から坑廃水っていうんですか、流れているのはどうなんって聞かれるんですけど、害はないのって、その辺調べてられるんか、済みませんけど、その内容とかというのをちょっと教えていただけたら、よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

鉱山跡の廃水の管理につきましては、観光産業課のほうでは、内水面漁業の関係から毎年円満地公園側、太田川の面ですけども、そちらについて水質検査を4カ所で行っております。それについては基準をクリアしたものを、毎年1回確認しております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） これは休廃鉱山の坑廃水については、県へは届け出の義務があるんですね、もしわかれば。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 休廃鉱山につきましては、所管が経済産業省の所管になると聞いております。そして、県のほうは鉱山法、あるいは鉱山保安法に関しての権限は有していないという県の回答がございます。そして、水質等々につきましては、私どものほうは内水面関係の漁業の安全の確認ということで、水質については検査しております。環境面については、私どものちょっと所管外れますので、私からの答弁は控えさせていただきます。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 多分地方公共団体に報告の義務があるみたいなんです。もしわかれば、自分とも調べてるんですけど、県がわかって、例えばいろいろ問題がある廃水、重金属を含む酸性の水ですか、那智谷の方も、那智湾で漁業されてる方も、あれ大丈夫ってよく聞くんです。自分とこで調べられてる結果はいかがですか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） その結果については基準以下ということで、安全であると確認しております。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 安全やったら大丈夫やと思うんですけど、その辺もうちょっと、例えばこういうのは問題ないですよ、ただ心配するというのは、その情報が出てきてないからやと思うんです。何らかの形で回覧板ではちょっとつらいんかもわからんですけど、何らかの形で、今の状態では大丈夫です、水害の中で堆積場の崩壊とかそういうことでかなり皆さん心配されるようなので、その辺の報告というのは必要やと思うんですけど、いかがですかね。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 堆積場につきましては、現在災害後の報告というのは、私どものほうへは来ておりません。そして、堆積場につきましては、これは少し古いデータなんですけども、平成15年から18年まで、中部近畿産業保安監督部近畿支部、これは経産省の所轄の事務所でございますけども、そこの中で、その検査が随時その期間行われて、当時坑道等は工作物は定める基準を満たしているということで、1回そういう報告は受けております。その後、災害以後の報告については、そういう状況については把握してませんが、それは確認したいと

思います。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 済みません、私経済の委員長なんで、所管事務なんですけど、やっぱり一般質問でやらせていただいて、安全なら安全って広く知られるほうがいいかなと思って、あえてその質問させていただきました。何もしないに安全ですよということになるべく知っていただいたら、やっぱりどこ行っても、あれ大丈夫という声がなくなってくると思うんで、その辺よろしく願いいたします。それでは、環境問題について終わらせていただきます。

次に、災害について、台風12号についてなんですけど、最初に町内の河川ですか、災害を受けた場所、災害復旧工事の進捗状況について、前回の一般質問でも聞いたと思うんですけど、もう一度お願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

建設課の関係につきまして、まず説明させていただきます。

町の関係です。町管理の河川、道路、橋梁につきまして、国庫補助対象の災害復旧工事が44件あります。平成23年度発注5件分は全て完了しております。平成24年度発注33件分は、22件が年度内完成、残り11件を繰り越しし、2件が現在完了して、9件が工事中でございます。平成25年度発注の6件は全て工事中でございます。

基本的に災害の発生年度から3カ年の完成期限ですので、ことし平成25年度が期限になります。ただし、理由によりましては、繰り越しは可能でございます。

県関係も説明……

〔8番東 信介君「全体的で結構です。大体いつごろ終わりますというような感じで」と呼ぶ〕

県関係なんですけども、新宮建設部に確認させていただきました。一番最近の数字は出てないんですけど、3月末の数字ですが、河川は47件中36件完成で、11件が工事中、県道関係は43件発注で35件完成で8件工事中、その他で10件発注で5件完成、5件工事中でございます。

国関係につきましては、7支流で8基の本堰堤がことしの3月末で完成しております。現在は本堰堤に接続する副堤及び垂直壁の工事の発注が済んでおります。今後は陰陽川の本堰堤及び現在完成している7支流8基の本堰堤の後方に設置予定の第2堰堤を設計中というふうに国交省から聞いております。

なお、県が施工しております那智川につきましては、発生年度から5年間ですので、那智川につきましては、27年度の完成予定で現在進めておりまして、太田川につきましては、4年間の完成ですので、26年度完成予定で現在工事を進めていただいております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 那智川と太田川と二河川とかその辺とかはどんな、多分かなり床上浸水されたと思うんですけど、二河川とかという情報はありますか。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

二河川につきましては、一般的な災害復旧で現在進められておりますので、今年度最終年度になりますので、護岸復旧と、あとしゅんせつにつきましては県に要望してるんですけども、しゅんせつの工事につきましては、ちょっとまだ未定ということで、まず護岸の工事を先にするというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 川沿いに住む、那智川だけじゃないと思うんですけど、川沿いに住まれる方はやっぱり心配がいつ解消されるんかということやと思うんですね。いつも農地関係では工事の終了と残ってるやつを報告させていただくんですけど、いつになったら心配が要らんという、県が27年度ですか、那智川水系で、ほかは太田川は4年間と言われた26年度ですか、そこまで来たら大丈夫やということですかね。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

ただいま説明させていただきましたとおり、那智川につきましては27年度、太田川につきましては26年度の完成期限ということで進めていただいておりますので、その予定で今後進むと聞いております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） できんかって繰り越しやつても1年ということですか。

〔建設課長橋本典幸君「はい」と呼ぶ〕

わかりました。

災害について、次に勝浦駅周辺とか北浜っていうんですか、天満っていうんですか、町営住宅、二重堤防の内側にあるやつなんですけど、その辺も12号の台風ですか、それで被害を受けたと思うんですけど、その辺把握されていますか。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

勝浦駅、ちょうど駅前に側溝があるんですけども、この駅前の駅のすぐの側溝はJR管理となっております。側溝の断面がかなり小さくて、排水能力が限られておりますので、両側には町管理の側溝がありますので、現在地元区長とJRへ側溝の改善に向けての要望を準備中でございます。来週にJRのほうへ要望を行う日程で調整済みでございます。

それと、北浜の町営住宅周辺の浸水対策につきましては、町管理の比較的大きな排水路が2本ありまして、2本とも天満川に合流して、最終的に海まで行っております。町管理の排水路につきましては、2本とも平成23年度に土砂や雑草の撤去のしゅんせつを行っております。現在、排水路が注ぎ込んでいる天満川は、雑草がかなり繁殖いたしまして、流れが大変悪い状況

でございます。先月８月に新宮建設部のほうへ雑草等の清掃を要望いたしましたところ、今後実施しますという返事をいただいております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　８番東君。

○８番（東　信介君）　北浜の町営住宅の件に関しては、もう雑草取っていただけてますね。先日の台風では大丈夫やったよって、そんなに水も上がってなかったっていう報告受けてます。出口をちゃんとしていただいたらある程度流れるもんやねって。

先ほど駅のＪＲ管理の排水ってどこになるんですか、場所的に言うたら。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　ちょうど駅舎の前、駅舎にひつついてます足湯とか観光協会とかの前にある側溝が一番小さくて断面が小さいです。それで、先日の６月の集中豪雨のときにも、かなりあそこがあふれて、観光客の方が苦勞されてるというのを確認しております。

以上です。

○議長（森本隆夫君）　８番東君。

○８番（東　信介君）　うちもそうなんですけど、前回の１２号でも、もう僕生まれてからなんで、よく床下浸水するんです、朝日側でも。先日の台風でも、多分排水路からしたら勝浦駅の西側のそこのちょうど歯医者さんの前の水門、排水溝ですか、そこを通って排水されてくんやと思うんですけど、先日の台風ではもう２本、ＪＲの線路の下を通ってるんですけど、完全にそれをオーバーして、もう線路に水が乗ってるような状態なんです。この辺は把握されて、例えば一昨年の台風のときの勝浦駅周辺の床下浸水とか、朝日側の床下浸水とかというのは数は把握されてますか。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　台風１２号災害による水害の関係でございます。これは災害が発生して直後、１次調査ということで、水害、どの程度被害に遭われてるか、まずは確認した数字でございます。

その後、義援金とか見舞金とかそういった関係で２次調査、精密な調査を行っておりますけれども、まず第１次調査の結果でございます。朝日の駅裏、紀伊勝浦駅の駅裏ということで朝日２丁目、３丁目あたりになるかと思っておりますけれども、１次調査の結果におきましては、床下浸水で３棟という調査が出てございます。

それと、築地の駅前の方ですけども、こちらにつきましては店舗がかなり多うございます。そういった関係で調査する中で床っていう概念が存在しませんので、たとえ腰高まで水が来ても、店舗に関しましては床下という結果しか出てきておりません。それでいきますと、駅前、築地３丁目になるかと思っておりますけれども、こちらのほうで２４棟の床下、実際にはかなり浸水深があったかと思っておりますけれども、結果的には床下が２４棟、そのような結果が出てございます。

○議長（森本隆夫君）　８番東君。

○8番（東 信介君） よく店舗で冷蔵庫がだめになったんやとか、これは多分12号だけじゃなしに、その前からそうなんです。僕本当に生まれたときから、家、お店やってたんで、よく店舗の床の中に水が入ってきてたんです。

これは多分築地のほうもそうやと思うんですけど、海へ排水、台風のとときとかになったら高潮で排水ができんのかかわらんのですけど、少しの雨でも上がってくるというのは排水能力の問題かなと思うんですけど、普通の側溝の溝というのはそういうこと計算されんと思うんですけど、例えばうちの店の前にある線路沿いの溝、あと駅の歯医者さんの前を通った、そういうのは多分排水能力とか、例えばそこへ排水溝へ入ってくる、余り詳しくないんですけど、どのエリアから降った雨がそこへ来るというのは把握されてますかね。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 暗渠につきましては、当然集水面積といいますか、どこどこから水が入り込んで、これぐらいの水を想定して、さらには海までの勾配等で計算をさしてもらっております。ただ、通常の側溝につきましては、年に1回の清掃等でかなりの土砂とかも清掃いただいておりますけども、やはり暗渠につきましては、どうしてもヒューム管とかという形でマンホールからの清掃しかできませんので、今後は予算の範囲内でバキューム方式で暗渠の清掃は可能でございますので、そういった目に見えない部分の清掃をすることによって、少しでも排水能力が上がるかと思われますので、その辺も十分検討させていただきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 朝日町の真ん中、公園のそこ通ってる暗渠の中もそうやと思うんですけど、結局は線路の下を通ってるあその排水溝やと思うんですね、その歯医者さん。結局そこが能力ないからあふれてきて、つかる。朝日側って言われるんですけど、水が線路を越えてしまうんですよ。よく踏切がつかるとは多いんですけど、その前に朝日側の水が全部線路を越えて築地側へ流れてしまうんです。だから、築地のほうも床下浸水とかそういうのが多いと思うんですけど、線路を流れる分にはまだいいんですけど、結局は築地側の排水能力が足りんから、その雨が全部流れていかんということなんですけど、何か大きな対策せんと、結局は小さな被害ですけど、もう何年に1回かというようなことがあるんですけど、その辺の対策は考えておられるんか、先ほど言われてましたけど、結局は海へ出さんかったらたまってくるということですよ。その辺はいかがですか。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

踏切のところで高岸排水路のほうへ流れていく水と、それが大きくオーバーフローすると築地側へも流れるような構造になっておりまして、多分築地側へ流れる水が、一昨年の台風12号の場合は、かなり予定よりも大きな量が流れたと予想されます。

したがいまして、築地側につきまして、暗渠等、海へヒューム管等が何本か出ておりますので、これも十分掃除をすることによって少し、少しと言ったらおかしいんですけども、流れの

よくなることは確かになると思いますので、先ほども言いましたように、暗渠の部分をもう一度清掃を考えさせていただきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 台風から、この間の台風までの間にそういうことがなかったかというたら、そうでもないんですよ。もう年に1回ぐらい線路つかるような水が出てるんですよね。結局線路を行き来してるだけなんですけど、例えば駅前の本通りが海まで出てるじゃないですか。そこに排水をつくるとか、そういう何か違う考えでいかんかったら、多分それは解消されると思うんですけど、本当に年に1回ぐらいちょっと雨降れば、道路までは来ませんけど、線路を通過していく水というのはあるんです。それは本当にここの水路ができてから50年ずっとそうなんです。

今までやったら、駅前の人もちょっとぐらいやったら何か物上げよって済ませてきたんですけど、もう余りにも12号の台風のときひどかったんで、ぜひ何かの対策とっていただきたいんですけど、町長いかがですか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員おっしゃるように排水溝の能力の問題、これはいかんともしがたいところがあるんですけども、今建設課長が申しましたように、何らかの形で通水のええような形を、溝掃除等についても地域の協力を得ながらその辺も進めていければと思います。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） ぜひ検討よろしくお願いします。

それでは、災害を終わらせていただきまして、防災についてお聞きいたします。

先日の8月30日ですか、夕方の5時の地震ありましたね。5時32分ですか、多分就業時間外なんで、地域防災計画の中でうたわれてることも多いんですけど、庁舎外か庁舎内か、各課長さん、課長さんに聞くというのも、これ答弁求めるものは町長なんですけど、この防災計画の中で班長さんになってるんです、皆さん。総括班長さんから始まって全て、教育班長さんから始まって、全てこの防災計画の中に各課長さん、次長さん、事務長さんもそうやと思います。

その5時32分ですか、就業時間外なんで、どこにいたとかというんじゃないんですけど、庁舎内か庁舎外かということをお聞きしたいのと、もし庁舎内におられたら、周りの状況がどうやったんかということをお聞きしたいんですけど、まず一番最初に計画の本部長なんで、町長にお聞きします。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） ちょっと今質問を聞くのを忘れましたので、ちょっともう一回お願いしたいと思います、済みません。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 先日の8月30日の地震のときです、縦揺れの、そのときにどこにおられましたか、仕事やったんか、仕事やなかったんか、出張やったんかということと、もし庁舎外におられたら、状況は結構ですけど、庁舎内におられたら、周りの状況とか、例えば冷静に対処

したとか、動揺してたとか、そういうそのくらいで結構なんで、よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 和歌山出張しておりました。帰ってきて、庁舎の被害状況を見に行きまして、ガラスが7枚ぐらい割れてたという、ひびが入ったのと割れたというので、台風も近づいてましたので、そのときには早く対応できるかということも担当のほうに言いまして、なかなか特殊なガラスなんで間に合わないということでございました。

そのとき一応の動揺ということは、職員は冷静に判断して対応してしてくれたとは思っております。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） ありがとうございます。

次に、総務課長にお願いしたいんですけど、本当に就業時間外なんで、庁舎内でおられた場合だけで結構なんで、周りの状況と、あと総務課長さんは防災担当になるんで、地震の内容、どのような地震であったか、どこで起きたかというのをわかっていればお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えさせていただきます。

まず、地震発生時の状況から、総務課のほうの対応について報告させていただきます。

まず、議員おっしゃっておられますとおり、8月30日、17時32分ごろ地震が発生しております。それと同時に、総務課のほうでは警戒態勢をとってございます。

地震につきまして、震源地は和歌山県南方沖、震源の深さは約10キロメートル、マグニチュード4.4というような形で発表されてございます。

それから、2分後になります17時34分、J－A L E R Tによる防災行政無線放送が町内全域に流れてございます。この放送につきましては自動放送となっておりますので、J－A L E R Tからの電波を受信して、そのまま町内へ流させていただいております。ちなみにですけども、このときの放送文としましては、役場からお知らせします。当地方で震度4の地震が観測されました。沿岸の方は津波に注意して海岸に近づかないでください。こちらは防災那智勝浦です、このような放送を緊急で流させていただいております。

それと同時に、役場のほうには職員防災対応マニュアルというのもつくってございます。それに基きまして、総務課内に災害対策連絡室を設置してございます。今回、震度4という発表でございましたので、役場のほうは災害対策連絡室という警戒態勢になってございます。こちらのほうの態勢ですけども、警戒態勢なんです、震度4の場合、参集対象職員としましては、総務部の必要人員、救助部の部長、避難所班長となってございます。

それから、17時36分ですけども、気象庁のほうから各地の震度が発表されてございます。これによりますと、那智勝浦町におきましては震度3という結果が出ております。隣の太地町のほうでは震度4という結果でございましたけども、那智勝浦町では震度3という形で発表されてございます。

それと、前後するような形で、もう退庁時間で帰りつつある職員もかなりございました。そ

ういった職員のほうから総務課のほうに窓ガラスが割れてるっていうような情報も寄せられてございます。それを受けまして、総務課のほうとしましては、残ってる職員で被害状況の確認に動いてございます。

そうこうしている間の17時45分ですけども、これは病院のほうから病院の点検結果、異常はないというような一報もいただいております。

気象庁の発表からちょっと時間をおくれてございますが、17時50分、こちらのほうは手動によりまして防災行政放送無線で放送を流させていただいております。このときの放送文としましては、役場総務課からお知らせします。当地方で震度3の揺れが観測されましたが、この地震による津波の心配はありません、このような形で放送をさせていただいております。

その後、いろいろ安全確認等々行いまして、20時に災害対策連絡室を解散させていただいております。

その間、災害対策連絡室を設置してから解散までの間に問い合わせが2件ほどございました。1つには、那智勝浦ゴルフクラブ建設当時のため池があるらしいんですけども、そちらのほう心配だよという問い合わせ、それともう一件が、家族と連絡がとれないんですけども、どうなってるんだろうかっていう問い合わせがございました。こちらにつきましても総務課のほうから那智勝浦ゴルフクラブのほうへ確認の電話、連絡がとれない方のお名前も確認させていただきましたので、そちらのほうに赴いて安否確認等を行ってございます。その結果、ゴルフクラブのほうからは、ため池には異常がない、連絡とれない家族につきましては、無事であることを確認して、問い合わせのあった方に連絡をとるという形でお願いしてございます。

被害状況ですけども、町長のほうもさっき申し上げましたけども、地震によりまして窓ガラスが破損してございます。1階の福祉課の前あたりのガラスになりますけども、かなり大きなガラスでございます。こちらのほうで3枚ひび割れが生じてございます。2階につきましては、応接室のほうで窓ガラスが2枚割れてございます。あと2枚、ひび割れが生じてございます。3階につきましては、議員さんの委員会室になりますけども、ひび割れが1枚生じてございます。それと同時に、震度4の地震が発生してございますので、役場本庁内のエレベーターが自動停止してございます。

病院のほうから連絡いただいた内容でございますが、病院のほうとしましては、地震発生直後にエレベーターが本庁と同じようにとまってございますので、その中に患者さん等の閉じ込めがないか確認を行ってございます。その結果、閉じ込められた患者さんはいないということでございます。それと、震度4でどんというかなり縦揺れ大きなものがございましたので、防火扉が5枚ほど閉まってしまったので、その開放という形で行動されてございます。

一番大事な入院患者さん等のけがの状況、安否状況なんですけども、詰所等の看護師等動員いたしまして確認させていただきましたところ、けがをされた方はいない、そのような報告を受けてございます。病院ですので、患者さんの命が一番大事ということで、それを最優先で行わさせていただきました。幸いにして時間外、17時32分ということで、外来の診察時間は終了してございましたので、外来患者はその当時はいなかったということも聞いてございます。そ

うということで、病院のほうとしましては、待機しておりました職員、19時に解散されてございます。

それと、地震発生した当時、私総務課長としてどこにおったんかというような御質問もございました。これにつきましては、私ごとでまことに申しわけないんですけども、ちょっと忌引ということで職場のほうお休みさせていただいております、家におったときにそういう地震を覚知いたしました。そういうことでございます。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 本当に就業時間外なんで、庁舎外か庁舎内かで結構です。

先ほど総務課長さんの報告で、皆さん、病院も含めて各課長さんにお聞きしようかなと思ったんですけど、ちゃんとマニュアルどおり対応されているんやなということで、各課長さんにお聞きするのはちょっとやめて、これ避難されたという情報は入ってますかね。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 私たち総務課のほうでは、特別の確認はしておりませんし、聞いてございません。ただ、先日自主防災組織のほうで防災研修会というのが体育文化会館のほうで開催されてございます。その席上、宇久井区の方から、宇久井地区につきましてはたしかサイレンも鳴ったかと思うんですけども、そういった役場の行政放送無線以外の放送もあったらしく、それを聞きまして避難された方が数十名おられたっていうことをお聞きいたしました。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 僕もその自主防のやつ行かせていただいたんですけど、これ護岸というか堤防をやるときに、3基ほど県でつくられたもんですかね、これサイレンだけやったんですかね。放送内容とかというのがもしわかったら、こういう放送内容で30名ぐらいの方が避難されたってお聞きしたんですけど、その辺いかがですかね。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 私防災担当課の課長としてまことに申しわけないんですけども、正直その自主防災組織の中で宇久井地区にそういった放送設備があるというのを初めて知りまして、申しわけないんですけども、そのときの放送内容等はちょっと承知してございません。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 自主防の講演の中でも講師さんも言われてました、地震の起きた後は、家から外へ出て、隣近所の人の顔を見るだけでほとんど避難されてなかったって、その中で宇久井区ですか、区長さんが言われてましたね、この間。多分津波の心配があるような放送があったから、30名ぐらい避難されましたっていうことなんですけど、皆さん大丈夫かなという、自分で先逃げるっていうこと、これは防災教育の中やと思うんですよ。多分あのときも言われてたと思うんですよね、自分だけ逃げたら、何かちょっと逃げづらいな、恥ずかしいなという意識があって逃げづらかったって。

僕も外へ出てたんですけど、ちょうど町立病院の近くやったんですけど、避難する態勢はとりました。浸水域以外まであと100メートルぐらいのところでおりました。これ防災教育というんか、この中でもうたわれてますけど防災思想っていうんですか、ということが一番根底にあると思うんです。

最初は和歌山県南部、震度4で、結局は那智勝浦町は震度3、それは震度計の置いてあるところによっても多少違うんやと思うんですけど、発生場所ですか、一番最初に報告されたのは、ちょうど新宮市の大浜の沖800メートルか1キロぐらいなところやと思うんです。震度が10キロから12キロ、津波がなかったからよかったですけど、もしその辺で津波があったら、もう本当に先ほど言われた3分、4分で来るようなことやと思うんです。

これ、今まで防災教育について、マニュアルは平成22年にできたやつなんですけど、どのような感じでやってこられたんか、職員に対しても、住民に対しても、避難訓練とか、東北の災害以前はほとんどやってられないと思うんですけど、それ以降についてはいかがですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） まず、防災教育ということで、ことしの3月に県のほうから浸水想定のほうが発表されてございます。それを受けてというわけではございませんけども、私たちのほうでは津波避難3原則、まず率先避難者になれ、最善を尽くせ、もう一つ、そうした形でまずは逃げる、地震が起こればまずは逃げる、それを中心に教育してございます。役場の職員に対しても同じようなことを言ってございます。

各地区におきましては、確かに東北大震災以降、避難訓練等実施して逃げることの大切さ、そういったものを身を持って体験してくれております。そういった形で総務課のほう、防災係のほうとしても協力させていただいております。

勝浦地区におきましては、地震がいつ起こるか、昼間の食事終わった後に起こるのか、いつ起こるか分からない、そういった中で夜間に発生することも想定されるということで、夜間の避難訓練等も実施されてございます。

役場の防災係としましては、そのような地域の人々が避難することに活動されてることに力をかけて、命を守ることの大切さ、そういったものを進めていきたいと思ってございます。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 今までの防災知識普及計画というんですか、結局は防災教育ですね、震度4で逃げないということです。

私、東北の震災の後、3回被災地に行かせていただきました。現実的に目の前で見て、あっ、勝浦やったら、自分の住んだあるとこだったらこうなるなという、もう強く思いましたね。

それで1点、ちょっと私の考えで済みませんが、町内にある各区に自主防災組織というのがありますよね。先日、教育委員会ですか、教育委員会の教育委員さんが被災地に視察に行かれてましたよね。ちょうど報告会に行かせていただいたんですけど、すごい有意義なことやなと思って、行かれた委員さんが見て、聞いて、感じてきたことを報告会に来てた人に伝えるとい

うか、伝えなければいけないという使命感をすごい感じました。

これ、思うんですけど、例えば各区にある自主防災のメンバー1人とか、そういう主要なメンバーと思うんですけど、東北の被災地に視察に行っていていただくとか、研修に行っていていただくとかということはいかがですかね。

これ、やはり各区っていうんですか、被災する条件、例えば海辺に近い区や少し山手にある区やということで、当局が防災教育されるよりか、もうはるかにその地区に合ったきめの細かい防災教育のもとになると思うんです。行っていて、自分の区の立地条件を頭の中に入れて、被災地に行って見たものや聞いたこと、いろいろあると思うんですが、感じたこと、帰ってきて、自分とこの区の中の報告会していただいて、うちの区やったら、こういうことに気いつけなよ、私はこう思ったよっていうような報告会していただくのに、全く防災知識普及計画の中にも少したわれてるんですけど、ちょっと違うかもわかりませんが、防災関係機関は防災業務に従事する職員に対して、これは防災関係の人間の職員のことなんですけど、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な、これ60ページです、済みません、円滑な推進を期するために次の方法等により防災教育の普及徹底を努めるの中の3に見学や現地調査等の実施、物すごい有意義なことやと思うんです。その辺予算のかかることなんで、なかなか一遍には難しいと思うんですけど、何回かに分けてこのようなことをされたらいかがですか、その辺よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 議員御指摘のとおり、百聞は一見にしかずというようなことわざもございます。被災された現地を見てくる、情報で、耳だけで入れる情報よりか、現地に行ってその現場を見てくる、それだけでもすごく勉強になることだと思います。こちらのほうにおきましては、テレビでそのときの映像を見たり、新聞記事で写真を見たり、そういったことしかできませんけども、現地に行くとその規模の大きさ、災害の悲惨さ、そういったものが身にしみて感じるものがございます。

確かに議員おっしゃられるとおり、現地に行って、それを今後の防災対策に活用するのは非常に大切なことだとは思ってございます。ただ、東北地方に限って申し上げさせていただきますと、何しろこの地からはかなり遠方な地でございます。行くだけでも1日かかるようなところがございます。そういったことで費用面も発生してくるかと思いますので、今すぐそういった形で実現できるかというのは、ちょっと今難しいのかなとは考えてございます。

とりあえずそういった東北地方での災害等を考えまして、まずは逃げる、これを今後徹底していきたいと思ってございます。

そういった形で昨年度あたり、23年度あたりから自主防災組織のほうで、とりあえず逃げる道は自分たちでつくるんだというような意識のもとで、こういう避難路をつくりたいんで、材料費を補助していただけないかというもとで、役場のほうからも、そういった形であれば材料費を補助しようということで現在予算化させていただいております。今年度におきましても、たしか4件だったかと思いますが、避難路をつくりたいからということで補助申請が出て

ございます。まずはとにかく揺れたら逃げろ、これを今後徹底していきたいと思ってございます。

○議長（森本隆夫君） 8 番東君。

○8 番（東 信介君） 避難路もある程度できていますよね。だけど、和歌山県南部震度 4 で逃げなかった、誰も逃げなかったというのも全くおかしいことですよね。津波の可能性もありますよね。幾ら 2 分の後で海辺に近づかないでくださいということは、津波の可能性があるということなんです。

その地域地域で、やっぱり当局側から防災の教育はしていただけると思うんですよ、集まってください、それから行ってこられた方がこうですよ、ああですよっていう、そういうのをやられてますけど、結局震度 4 で結果は避難者ゼロですか、揺れたら逃げよ、津波てんでんこ、率先避難者たれということあるんです。東北はやっぱり何回もそういうことを経験しての中でそういう教育がされて、被害受けた方っていうのは少ないんやと思うんです。

だから、ある程度そういうところがあるんで、視察とか、かなり予算がかかることやと思います。だけど、実際一番危険性の高い海辺の地区から一遍に行くということは、50 幾つあるんですか、不可能やと思うんですけど、何回かに分けて行かれる、視察されて、帰って報告会されるっていうのは、誰々さんとこやったらこっちむいて、あれやった、こうやで、ああやで、そりゃ専門家じゃないんで、そういうことまで言えんのかもわからんですけど、臨場感と使命感伝えなアカン、使命感というのは物すごい伝わると思うんです。

根本的にそういう揺れたら逃げろという気持ちを植えつける中で、そういうことは必要かなと思うんです。揺れたら逃げろ、それでもやっぱりどうしよって迷うと思うんです。先日の地震もそうです。結局津波のおそれがありますって放送がある、聞こえた人だけ逃げてます。J－A L E R T 中である程度、自動放送やけど最初から設定された文言の中にある程度自由なスペースがあるんですよ。那智勝浦町自主防災からの放送ですとかという、こっちから流れるテープをある程度操作できるんですかね。その辺わかっていれば。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） J－A L E R T から流れる放送文ですけども、これは国のほうから放送文がそのまま来るのではなくて、記号化っていうんですか、番号っていうんでしょうか、そういった形で送信されてきてございます。その番号を受信しての放送となっておりますので、ちょっと私今はっきりしたお答えはできませんけども、多分そういった定型的なパターンがあるのではないかと考えてございます。

○議長（森本隆夫君） 8 番東君。

○8 番（東 信介君） かなり自由度もあると思うんです。J－A L E R T でちょっと調べたら、そういう感じになってました。

防災教育をベースに、例えば津波のおそれがあります、津波がありますじゃなしに、おそれがあります、これはそういう放送が突然鳴れば、そりゃ驚いて皆避難すると思うんです。そやけど、事前に、例えばそれが来んかったらよかったねっていうようなことより苦情の電話が多

いんかもわからんですけど、事前に震度4の場合、那智勝浦町は津波が発生するおそれがありますよっていうことを広報紙かなんかか回覧板かの中でお知らせしていたら、防災教育でベースができてる中で背中を押していただく放送になると思うんです。その辺検討していただきたいんですけど、いかがですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 震度4で津波が来ますとかという放送なんですけども、この震度4におきまして、震源地がどこであるか、和歌山県沖にあるのか、あるいはもっと遠方にあるのか、震源の深さというのも関係してきて、震度4の地震だから必ず津波が発生する、そういう確証がございませんので、皆様にお知らせする中ではちょっと危険なのかな、確定してないものを町内放送で流すのはいかがなものかなとちょっと考えてございます。

震度が発表されるのが、地震が起きてからしばらく、今回の場合でも2分後、気象庁が発表するまで、この当地での震度というのは出てございませんでしたので、地震発生と同時に震度4だから津波が来ますっていうような放送はちょっと難しいのではないかと考えてございます。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 津波が来る心配がありますというちょっと強い言葉ですよ。だけど、海水面に何かの異常があるから海辺に近づかないでくださいという放送は入ってるんですね。もうそれは海岸に近づかないでくださいというのは、そういう津波の心配があるから、それがなかったらそういう放送入りませんよね。言い回しがすごい緩いんですけど、内閣府から出されたすごい千年に一回とかという津波高ではないですけど、多分昭和19年に来た津波でも、今やったら浸水域の中にどのくらい人が住まれているのかなと考えただけで怖いですよ。多分人口1万7,000人切ってるんですけど、半分ぐらいは浸水域ですね。行政の放送の中に乗せるのは難しいというのはそうですけど、なかってよかったで笑えたらいいんですけど、あってから被害が大きかったじゃ困るんで、その辺ぜひ検討していただきたいんです。

内閣府から出された千年に一回やったら、ほとんど1万7,000人で1万5,000人ぐらいは被害受けて、そのうちのどのくらいの率で亡くなる人が出てくるんかわからんですけど、そうなった場合、避難してなかったら、那智勝浦町自体が成り立ってかん状態になってくと思うんです。その辺は事前に、もう那智勝浦町の場合、震度4の地震が来たら、津波の可能性がありますという、こういう放送が入りますよ。なかったら、津波の心配がなくなったら、なくなった時点で心配はございませんって、正確な情報が出たら放送いたしますということでも構わんじゃないですか。

避難せなんだら、かなりの被害受けると思うんです。そりゃ行政で出す放送の内容では出しにくいって言うんですけど、事前に告知して、震度4あったら出す、そういうふうにしてけば大丈夫じゃないですか。

この地域というのは、例えば今の若い子はエリアメールですか、地震の来る前に電話が鳴りますよね。あれも鳴らない可能性もあるんです。この辺はP波、S波の関係で、震源地が近か

ったら、地震が来るまでに間に合わなかったらエリアメールというのは鳴らんです。鳴らない地震というのは危険性が高いんですよ。その辺、この間も8月30日の地震はもう大浜から800メートルですからね、その辺検討いただきたいんですけど、いかがですかね。もうそりゃ行政で出すのは難しい放送内容かわからんですけど、事前告知してやっていただけませんかね、検討していただけませんかね、その辺いかがですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 放送内容についてですけども、確かに不確かな情報というのは出しにくいところはございます。そういった中ではございますけども、地震が揺れば避難する、これが今後私たちが目指していくところでございます。一回できるかどうか検討してみたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） ぜひよろしく願いいたします。

それでは、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（森本隆夫君） 8番東議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開10時40分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時22分 休憩

〔3番下崎弘通議長席に着く〕

10時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（下崎弘通君） 再開します。

次に、5番曽根議員の一般質問を許可します。

5番曽根君。

○5番（曽根和仁君） それでは、私の一般質問を始めさせていただきます。

まず1点目の質問ですが、クレーム対応及び不当要求行為への対応についてと題しまして質問をさせていただきます。

この質問をしようと思った動機は、うちの本町においてリスクマネジメントがどのようにどこまで検討されているのかということを知りたくて質問する次第です。

リスクマネジメント、一番身近でいえば危機管理ですけども、より丁寧に言うと、そういう危機ですとか、そういう危機に既にもう陥ってしまった場合に危機的な状態を回避したり、また危機に陥った場合、その損害をできるだけ少なくするために組織として行動する、そういうことだと思います。

今、行政では危機管理能力が必要だとしきりに叫ばれておりますので、特に危機の最大のものは災害ですとか、地震ですとか、水害のような災害ですけども、今回私が質問をするのはそういう余り起こらない危機ではなくて、ふだん日常的に役場の業務の中で起こってくるであろうクレームですとか、クレームよりは若干もっと少なくなるとは思いますけど、そういう不当要

求、こういうものに対する体制が整っているかということをお聞きしたいと思います。

まず、クレームっていうものについての認識をどのように、クレームとはどういうものか、行政に対する、お考えでしょうか。

○副議長（下崎弘通君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） クレームについてどういう認識を持っておるかという御質問かと思います。

クレームといいますのは、いろいろあるかと思います。要望的なものもあれば、苦情的なもの、数多くあるかと思います。特にうちのほう、1階のほうで窓口業務、町民と直接向かい合う業務を持つて担当課におきましては、直接そういったクレーム等を聞く機会もあろうかかと思ひます。

クレームにつきましては、現在私たちのほうで和歌山県市町村研修協議会というところ、研修を主体に行っているところでございますけども、そちらのほうに職員を派遣しまして、クレームの発生未然防止、クレーム処理の実際、そういったものについて研修を積み重ねさせてございます。これにつきましては、平成24年度から研修のカリキュラムに追加されてございまして、そちらのほうに昨年度、今年度職員等を派遣してございます。

クレームっていう形になれば、担当する職員も確かに嫌な思いをするかと思ひます。そういったことがそういう気持ちがあれば、態度、言葉にもあらわれてきて、1つのクレームで来られた人に対してまた別のクレームを発生させる、そういうこともございまして。そういったことで対応する態度、言葉遣い、そういったものにも気をつけるよう研修を積み重ねているところでございます。

○副議長（下崎弘通君） 5番曾根君。

○5番（曾根和仁君） ありがとうございます。そういう研修を通じて職員に対しての啓発を図っているということですね。

私、ちょっと言いたかったのは、クレームというものの認識について、全てがクレームが悪いものではなくて、中には、行政が住民サービスを提供するにおいて、その改善につながるような、ヒントにつながるようなよいクレームと言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、そういうクレームもあるんで、そういうクレームに対しては本当に真摯に対応する、そういうものまであしきクレームと一緒に排除してはならないという、まずそういう認識を持った上で対応をしていただきたいと思います。

そして、今研修というお話が出ましたが、我々議員は非常勤なんで、幸い研修会ということで大人数を同時に開催しまして、一斉に研修を受けられますけど、先ほどの課長の答弁だと、大体何人ぐらいそういう研修に出る機会があるのかと、ああいう職員でもどういふ職員、若い職員なのか、幹部職も行くのか、その辺の受けられる範囲なんかはどれぐらいの方が行かれるんでしょうか。

○副議長（下崎弘通君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 昨年度、今年度クレーム研修のほうに職員を派遣してござい

ます。人数にしましては、2年間で11名派遣してございます。行かれる職員はどのような職員ということですが、若手から中堅職員の方が今回の場合、行ってございます。これは若手あるいは管理職、そういったものに限った研修ではございませんので、希望される方があれば、どんどん行かしたいと思ってございます。

ただ、職員が研修に行かれた場合、職場のほうではどうしてもその方の人数分が減ってしまいますので、大人数を同時についてというような形はちょっととれませんので、年々、年次的にある程度の人数を派遣したいと思ってございます。

議員も先ほどおっしゃれましたが、確かにクレームは悪いことばかりではないと思ってございます。クレームが発生するということは、やはり行政の何かの行動について不満があった、そういったことの苦言のあらわれだとも思ってございます。クレームの中では真摯に受けとめて改善すべきものもあるかと思しますので、そういったものにつきましては、今後改善の方向で進めていきたいと思ってございます。

○副議長（下崎弘通君） 5 番曾根君。

○5 番（曾根和仁君） 2年間で11名ということで、やっぱりうちの職員で300人近い職員がおる中で2年間で11名ということでなかなか、職務に支障を来さないようにということなんで、こういう少ない人数になってくかと思えますけど、機会があったら多くの職員に研修に行っていたるように、そういう機会をふやしていただきたいと思えます。

クレームについて、当然この本庁の窓口が特に対応追われることが多いかと思えますけど、やっぱり病院については、これ人の生死にに関する問題なんで、やっぱり患者も必死なんで、クレームが多いんじゃないかと思えますけども、病院についてはクレーム対応をどのようにされてるか、実践的な面で教えていただきたいと思えます。

○副議長（下崎弘通君） 病院事務長八木君。

○病院事務長（八木敦哉君） お答えさせていただきます。

病院の場合は、診療に関する内容につきましては、現在地域医療連携室に相談室を設けさせていただいております。そちらで対応させていただいております。診療以外の内容の件につきましては、事務所で対応をさせていただいております。

以上でございます。

○副議長（下崎弘通君） 5 番曾根君。

○5 番（曾根和仁君） 本庁も病院も含めてですけど、クレームというたら、広く言ったら接遇の問題なんですけども、そういうクレームも含んだ接遇のマニュアル化というんですかね、そういうもの、独自に自分とこの町で何らかのひな形のようなものはあるわけですから、そういうものをつくってあるとか、つくるといってお考えはありませんか。

例えばちょっと私、インターネットで手にしたけど、これは南部町っていう山梨県の町なんですけど、ここは丁寧にこういうマニュアルができてるんですけども、ちょっとその辺についてお尋ねします。

○副議長（下崎弘通君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） クレーム対応についてのマニュアルというお話でございますけれども、残念ながら当町ではそういった文書化したものはございません。

ただ、研修、11名、人数少ないんじゃないかというお言葉もありましたけれども、研修受けた者だけがそれで研修受けて帰ってきたよ、そういうだけではなく、研修受けた者が復命書というような形でこういう研修を受けてきました、こういう結果でありました、そのようなことを課内、課の職員で情報を共有するようにしてございますので、実際には研修を受けた者以上に研修の効果があらわれているのではないかと考えてございます。

○副議長（下崎弘通君） 5 番曾根君。

○5 番（曾根和仁君） わかりました。しっかりと、じゃあ、クレーム対応について、クレームを受けてない職員さんにもその経験を教えていただけるということなんで、よろしく願いいたします。

そして次に、不当要求行為についてお聞きます。

これはクレームとはもう根本的に次元が違って、最初からそういう悪意とか作為で行政に対して圧力的な要望をする行為なんですけれども、これは発生頻度は低いと思いますけれども、この不当要求行為については、クレームよりももっと組織的に強力な体制をつくらないと、まかり間違えば裁判ですとかそういうことにも巻き込まれて、町に損害も与えられかねないんですけれども、そういうものについての対応は今どのようなようになされているでしょうか。

○副議長（下崎弘通君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 不当要求行為につきまして、それに対する防止関係ですけども、現在役場のほうでは各課の副課長職員を委員とします不当要求防止責任者っていうのを選任してございます。これにつきましては年1回になりますけれども、警察署の組織犯罪対策課の方、あるいは全国暴力追放運動推進センターの職員の方、そのような方が講師となって不当要求とはどういうものか、それに対してそのためにはどういうことをすればいいのか、そのようなことの講習会が開催されて、そちらのほうにこの責任者が参加してございます。

○副議長（下崎弘通君） 5 番曾根君。

○5 番（曾根和仁君） わかりました。そういうしっかりとした対応、体制もとってるという今答弁を聞いて安心いたしました。年に1回警察の指導も受けながらやっているということなので、今後も同様、対策を続けていっていただきたいと思います。

不当要求の中でも、本当に暴力団関係の方が要らないような商品売りつけてくるとかっていう、以前は多かったんですけども、そういうものは都市部では結構今でもあるのかもしれないですけど、そういうものはうちの町あたりでは少ないと思います。むしろ一番可能性のあるのは、そういう許認可権に対する圧力で、特に建設関係、だからそういう建設課なんかでは、特にそういうものに気を使って独自の取り決めなり体制をつくってるということはございませんか。

○副議長（下崎弘通君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

建設課関係の許認可につきましては、町独自のものもありますが、極力上層部の県等の指導を受けながら、許認可等については対応させていただいております。

以上でございます。

○副議長（下崎弘通君） 5 番曾根君。

○5 番（曾根和仁君） 今、課長からありました上部団体、特に県が結構建設関係ではそういう指針なり、そういうものをつくって、各自治体にも示していただいているらしいんで、その辺に準拠しながら体制をとっていただきたいですけども、ただしこれもやはり実地で、頭の中だとか言葉だけではなかなかこれ、クレームよりもなかなかこれ難しいんじゃないかな、対応は。

実際に現場で高圧的に大声でこの工事をやれだとか、この業者を使えだとか、そういうことを受けた場合、なかなか若い職員だったりだと対応しにくいと思うんですけども、何らかの指導、こうなさいとかっていうのはされてますか。

○副議長（下崎弘通君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

現場対応につきましては、担当職員が現場管理してるんですけども、常に報告を受けておりますので、適宜上司と相談しながら、そういった部分の対応はさせていただいております。

以上でございます。

○副議長（下崎弘通君） 5 番曾根君。

○5 番（曾根和仁君） 課長から今報告っていうのがありましたけど、とにかく町の先ほど課長が言った各課の副課長を含んだそういう体制をとってるっていうことですけど、その中に当然決め事であると思いますが、そういう不当要求を受けたら必ず上司に報告、相談、連絡、よく報・連・相って言いますが、それをすると。だから、その場しのぎでそういう圧力を受けた担当者等が曖昧な返事とかをとにかくしないと、必ずその場ではなるべく、いろいろ本等にも書いてありますが、複数で対応するとか、きちっと記録をとるだとか、そしてとにかく上司に報告すると、そして組織的な対応をとるということを徹底していただきたいと思います。

例えば、具体的な例ですけど、仮にそういう不当要求する人は外部の人間だけとは限りません。余り例えがリアルというのか、仮に町会議員が建設業者を伴って来ると、そういうことも考えられる、この議場の中にはそんな人はいませんけど、だからそんなことも場合によってはあるんですね。だから、断りにくいような、そんなときには、もし現実そんなことがあったらどうされますか。

○副議長（下崎弘通君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 先ほど申し上げましたとおり重要な現場の判断につきましては、当然上司と相談しながら即断せずに、そういった場合に応じましても、適宜上司との判断をもとに決断するようにさせてもらっております。

○副議長（下崎弘通君） 5 番曾根君。

○5 番（曾根和仁君） 私、今町会議員っていう話を出したのは、先日議員の研修を受けて、ちょっとそれに類するような話も若干研修の中であったんで、例えで出したんです。現実にはそうい

うことがあるということではないんですけども、仮に議員とかがそういうことをしてきたら、うちの町では議員の倫理条例ってありますので、はっきりとこれに抵触しますよと、万が一無理なことを押し通そうとしたら、場合によったら失職の可能性もありますよという、そういうことを仮に身近でよく知った間柄でも言えると、そういう本当に厳しさというものを認識していただきたい。

また、こういう要求は町長そのものもターゲットに来る可能性もありますので、町長もそういう場合には毅然とした対応をとっていただきたいなと思います。

そして、全体的に申し上げたいのは、まとめ的に申し上げたいのは、うちの町がそういう不当な要求っていうのがまかり通らない町だと、あそこの町はとにかくつけ入るすきがない町だと、そういうことが知れ渡ったら、もうそういう人たちはうちの町には寄りつかなくなるという、そういう印象を与えるような、だからそういうマニュアルをつくるだとか、そういう宣言って言ったらちょっと大げさですけど、そういうのをうたうというようなことをしたら、そういう必要もなくなってくると。また逆に、反対にクレームでも、よいクレームについては、繰り返しになりますけど、町民からの真摯なクレームについては、真っ当なクレームについては取り上げていくという町であってほしいと思います。

それで1点目の最初の質問は終了しまして、2番目の森林伐採に対する指導・監督についての質問に移ります。

この質問は、最近実際に私自身経験した事例をもとに取り上げたいと思います。

これは町内の市野々地区の山林で森林の無断伐採がありまして、そこからかなり広い面積の裸山ができましたんで、そこから大雨時に出水で近隣の住民に非常に迷惑というんか危険な状態になってると、それで側溝もあふれてるといような実害も出ると、そういう住民からの要望も受けて、それで自分、この自体というのはもう大分前から発生してたらしいんですけど、私自身その現場自体は知ってたんですけど、まさかそういうことになってるといのは知らなかった、そういう反省も加えて今回質問をさせていただきたいと思います。

それで、あらかじめお断りしたいのは、山林を今管理されてる方個人を、何かその個人を糾弾するとかそういう意味ではなくて、その方の事業を何か足引っ張るとかそういうことはありませんで、実際実害が生じてるといことの対策を早くとっていただきたいということと、今回の無断伐採の件で、この伐採届の制度というのは割合新しくできた制度で、まだそれがきちっと徹底してないと、住民に周知されてなかったり、その手続が結構今までだったら簡略に済ませてたのが、やはり厳密にやっていかないと、場合によったら大変なことになるという、すごい今後に生かせる反省点も多々あるんで、あえてこれ山の管理されてる方に対しては申しわけないんですけど、取り上げさせていただいたということを最初にお断りしておきます。

そしてまず、山林の伐採なんですけども、うちの町については、森林を伐採する場合にどのような手続が必要なのか、いつ誰がどのような必要書類を添えて提出することになってるのかについて、まずお尋ねします。

○副議長（下崎弘通君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お尋ねの件につきましてお答えさせていただきます。

まず、森林伐採に対する伐採届の提出の件でございますが、まず伐採する面積によって届け出が変わってきております。1ヘクタール未満の場合は、町のほうへ届け出る。そして、1ヘクタールを超える場合、林地開発ということで、県のほうの、これは届け出ではなく許可が必要となってくるということでございます。そして、伐採届の提出につきましては、伐採前の30日から90日前に伐採届を出すことを森林法では義務づけております。そして、その伐採届を出す提出者ですけども、森林の所有者あるいは所有者と伐採を行う者が別の場合は連名、その他森林所有者と伐採者の連名ということになっております。

以上でございます。

○副議長（下崎弘通君） 5番曾根君。

○5番（曾根和仁君） 今課長に答弁いただいた届け出の手順なんですけど、今回その手続で不備な点がなかったかどうかということ、個人のことで、お答えできない部分もあるかもしれませんが、お答えできる範囲で、それとこの伐採行為がいつ行われて、本町の気がついたのはいつだったのかということと、その時点でどのような指導をされたのかということについてお尋ねします。

○副議長（下崎弘通君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えさせていただきます。

まず、私ども観光産業課の林業の担当のほうに、まずこのことで相談がありましたのは、伐採者本人が3月に来庁しまして、どういう手続が必要なのかということを当時の担当に相談に来ております。そして、面積的なものがはっきりしなかった、あるいは話を聞いてる中で、面積が大分広くて林地開発になるんじゃないかということで、一度東牟婁の振興局の林務課のほうに行ってもらいまして、そちらで相談をしていただくという形になりました。そして、その中で面積的には1ヘクタールに満たないであろうということで、再度私どものほうに来まして、その手続について相談をされました。

その中で、現場を確認するということで、4月以降ですけども、担当等かわってございましたけども、私どもの課と、そして振興局の林務課の職員等と4名で現場を確認しながら、今後の手続について指導をまず1回目、行わせていただいております。

○副議長（下崎弘通君） 5番曾根君。

○5番（曾根和仁君） 山林の管理者が3月に相談に来られたときは、もう既に伐採が終わったということなんでしょうか。

それと、それ以前に、県なんかはよう森林のパトロールというて不法投棄だとかそういう無断伐採のパトロールをやってるんですね。これ、町もやってるのかどうか分かりませんが、そういうことで、非常に目立つ場所なんで、事前に気がつかなかったんでしょうか。

○副議長（下崎弘通君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） まず、観光産業課の場合、実際森林のパトロールというのはできてない現状です。それぞれの現場へ行ったときにその森林の状況を確認してくるというのが現

状でございます。

そして、3月に伐採してる当人が来たときの状況ですけども、もうそのときには既に伐採をしてる状況でございました。ですから、4月に入りまして、うちの課の職員と、そして林務課の職員でどういう状況か、林地開発にならないか、そういうことを確認するために現場へ赴いて、そこで伐採届の提出は30日前までに必ず必要がある旨伝えて、そしてそれに対しててんまつ書の提出を求めて、提出するように指導しております。

以上です。

○副議長（下崎弘通君） 5 番曾根君。

○5 番（曾根和仁君） 巡回パトロールの体制はなかなかできてないということですが、やっぱりやむを得ないのかな、当時は災害の直後だったということもありますので、その辺はしょうがないかなというのがありますけど、私が心配してるのは、森林の伐採でも、農家の方が非常に奥山の自分の山をついちょっと切ったとかというのはなかなか目につかないし、それほど実害も及ばないんですけど、あそこ場所は本当に災害現場の近くということと、特にうちの町はとにかく水害に弱い町なんで、だからそういうことには、これ今前のことを言うてもしょうがないんですけど、今後そういう現場を見たら敏感になって、そういう現場に遭遇したら、これちゃんと届け出してますかっていうような声をかけるように、今後していつていただきたいと思います。

そして、いろんな書類上の指導をしていただいたということなんですけども、今現在は正式な伐採届の受理ということになっているのでしょうか。

○副議長（下崎弘通君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） その後てんまつ書と伐採届を提出があったのですが、中身の内容を現地等精査する中で、面積、そういったもので現実と差異があるんじゃないかということで、現在中身の添付書類の中にその場所の図面あるいは正確な面積のわかるものに差しかえるよう、現在指導してるところでございます。

○副議長（下崎弘通君） 5 番曾根君。

○5 番（曾根和仁君） 今課長おっしゃったように、現実まだ今の現時点でも正式な伐採届が出てないということなんで、やはり御本人がなかなかやっていただければ、お願いして中に立ち入らせていただいて、町が実際に面積を実測するとか、そういうこともやらせていただいて、なるべく早く正式な伐採届を出していただいて、その上でその後の利用はどういう利用法になるのかということ、詳しくなかなかこれは申し上げられないですけど、山の管理者がやろうといただいていることをやっていただいたら結構なんですけど、それはだから今現時点では正式な受理ではないんで、できないということをしっかり認識をしていただきまして、今後も新たに伐採だとか造成行為が行われたら、れようとしたらそれはできませんよということを、これは厳しいようけども、徹底して指導していただきたいんですけど、その辺の強制力っていうのはあるんですか。

○副議長（下崎弘通君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 町のほうへ出る1ヘクタール未満の面積につきましては、伐採届ということで、届け出で済むんでありますが、その中に、例えば別の法規にかかる開発行為等々がありましたら、そういった方面の法的なもののクリアが必要です。それを実施するには必要ですということで、そちらの許可もとるということはその中で、今度の事例に限らず、伐採届については指導しております。特に伐採届の場合、林業家の方が自分の森林それぞれを間伐あるいは皆伐、木材の搬出等々のために切るというのが多いので、そういった部分は余り出てくることはないんですけども、別の後の用途が別の場合、そういった指導をさせていただいております。

○副議長（下崎弘通君） 5番曾根君。

○5番（曾根和仁君） これ罰則規定というのが、一応これ指導に従わないと罰金とかっていうのもありますけど、やはりそういう事態は避けたいし、山主とむげにけんかする必要もない、やっぱり円満に地域の方の了解も得て解決をしたいんで、その辺の指導を今後もお願いしたいと思います。

それと、さらにはその件でくどいようで申しわけないんですけども、今回山の山林の伐採のことで住民の方が独自に調べられて、実は山の管理者と登記簿上の所有者、法務局等で誰でも閲覧できますから、調べたところ違ってたというのが後でわかりました。

だから、本当だったらそういうところまで最初に伐採届を出していただく時点でそういうことも、一般的には農家の方が自分の山を切るということで出してくるんで、余りそこまで言わないことも多いかもしれませんが、今後はそういう、特に山林伐採でも伐採後の跡地利用が新たにまた造林、植林ではなくて、別の用途での利用なんていう場合には、やはり周辺への影響ありますので、だからそういうところもきちっと確認をしていってほしいんですけど、その辺やっぱり抜かりがあったと思うんですけども、いかがでしょうか。

○副議長（下崎弘通君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） そのときの状況について御説明させていただきます。

これにつきましては、その届けが出てきた時点で、実際伐採をやってる者と所有者が違うというのを確認しました。それで、他人の財産を勝手に処分してるのであれば、刑法上あるいはほかの法律上のことも出てくるんじゃないかということで、警察を通じまして登記上の所有者の所在するところに問い合わせをしまして、そちらの警察のほうから本人さんのほうにこれこれこういうことを那智勝浦町の所有の山で行っておりますけども、これは大丈夫なんですかとという問い合わせをしております。その中で、売買はしてますけども、まだ登記が済んでないという確認をさせていただいた中で、届け出を出していただくという指導を行っております。

○副議長（下崎弘通君） 5番曾根君。

○5番（曾根和仁君） 今課長の答弁では警察に調べていただいて、書類上はできてないけども、売買の事実は確認した、それで山の管理者であるということを確認したということですけども、やはり行政に出す書類というのは、あくまでも行政というのは文書主義なんで、やっぱり口頭であれば私のものやとかっていうのは通用しないと思うんです。だから、幾ら警察の情報

で確認したというても、それはだからいいという問題ではないと思うんです。

問題なのは、警察で調べていただくのは便利かもしれませんが、実際に余りええことじゃないと思うんですね、警察っていうのはいかにもその人を犯罪者扱いしてるような感じにもとれるんで、やはりそうじゃなくて、登記簿上の持ち主のそこへ役場が足を運んで、実際に確認をして、それで売買が本当に済んでるんだったら、売買契約書をコピーさせて持ってくるとか、私が伐採やってもいいっていうことを委任しましたっていう委任状をきちっと持ってくると、そうしたら本当に正式な伐採届になるんで、そっちが先じゃなかったのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○副議長（下崎弘通君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 登記名義人と現場の管理人が違うという話なんですけども、建設課のほうで直後の災害復旧工事の関係もございましたので、ちょっと事後承諾になるんですけども、登記名義人のほうへ職員が出向いて、町として登記名義人と現在の土地管理人とのつながりを確認して、文書、印鑑証明つきの承諾書をいただいて、土地を現在管理している人が今後全て行うというような文書をいただいております。

以上です。

○副議長（下崎弘通君） 5 番曾根君。

○5 番（曾根和仁君） 先日建設課さんのほうが忙しい中、登記簿上の所有者のそこへ行っていたいて、確認をとっていただいたということで、非常に御足労だったんですけど、その結果、現在はきちっと印鑑証明つきの書類をいただいてきたということなんで、正式に今の山の管理者の方が所有者であるということが確認をされたということになりましたので、これ以上、もう疑う必要はありませんので、ただ今まで手続上きちっとしていなかったということで、ちょっと長々とこの問題を扱わせていただきましたんで、以後、今後の反省材料で、同じようなことが起こらないようにということできちっとやっていただきたい、特に大面積の伐採については、あと住宅地に近い部分、そういう伐採によって影響があると思われるようなところには特に注意をして対応していただきたいと思います。

それともう一点、面積の問題なんですけども、先ほど観光産業課長がおっしゃった 1 ヘクタールを仮に超えてくると、これは届け出ではなくて県の許可が必要となって、開発者はより厳しいいろんな条件、水路をどうするか、場合によっては調整池だとか、そういった義務を負ってくるんですけども、今現在現場見ると、1 ヘクタールはちょっと切れるというお話なんですけども、山へ上がる道路っていうんですか通路、それも含めると 1 ヘクタール超えるんじゃないかなという気もいたしております。

ただし、県の解釈では、山へ上がる通路部分は、町が災害復旧で削ったことによってできた部分なんで、それは入らないっていう、だからそれを除外して、実際に山の上を後から管理者が木を切った部分ではかと 1 ヘクタールはないっていうことなんですけど、ですけど仮に山の部分を何らかの山以外の利用で開発して使うということになった場合、そこにはその道路を通って行くわけで、その管理者の方のいわば私道に今なってるわけですね。

これ先日建設委員会で、私ちょっと経験不足で初めて知ったんですけど、そういう災害復旧等にかかわらず山ののり面とかを削ったりした場合は、そののり面も含めて、そこから先の部分は権利を放棄して、町なり県にいただくというのが要は通例やと、そういう文書を一筆書いてからそういう工事を行うってということなんですけど、今回はそういうことをやってませんので、その山へ上がる道路部分はもう私道になってますので、だからその道路部分も開発した山の部分も一体のものとして解釈するのがいい、管理者にとってはちょっと厳しい条件突きつけるようで申しわけないんですけども、私はそういうふうには解釈するほうが普通かなと思うんですけど、その辺一回、建設課なり観光産業課のほうから上部団体に一回問い合わせをしていただきたいんですけども、いかがでしょう。

○副議長（下崎弘通君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

建設課の関係なんですけども、都市計画法に基づく開発行為という許可がございます。これにつきましては、都市計画区域外であっても、面積は同じなんですけども、1ヘクタールを超えれば開発の許可が必要になってきます。

ただし、この開発許可というのは建築物、建物を建てたり、工作物を建てるという目的で土地の変更を行うという大前提がありまして、そしてこれも和歌山県のほうで確認したんですけども、建築物、建物という解釈はどういうふうな感じでしょうかということを確認しますと、建築基準法に基づく確認申請が必要な建物、いわゆる宅地造成とか将来的に家を建てたり、造成をしたりする場合には、こういった許可が必要になってきてまして、現在伐採届のほうには太陽光発電という利用目的がございまして、この太陽光発電につきまして県のほうに確認したんですけども、パネルが4メートルを超えれば、建築確認が必要な工作物になるんですけども、パネルが4メートル以下の場合は、特に建築確認の必要がないというような回答を得ております。

以上でございます。

○副議長（下崎弘通君） 5番曾根君。

○5番（曾根和仁君） その辺のことが私詳しいことはわかりませんが、もしそういった基準にかかるようでしたら、今後山の管理者さんに丁寧に説明して御理解いただいて、きちっとそういう決まりに沿った開発をしていただくように指導していただきたいと思います。

そして、今私さっき言うた今私道になってる部分なんですけど、先日の建設委員会では、できたら権利を放棄していただいて、町のほうに寄附ってということになるんですかね、していただけないかという要望、そういう建設課のほうに宿題というような形で、建設委員会としてお願いをしたんで、今後もそのお願い、どこまでそれが聞いていただけるかわからないんですけども、その要望についても今後お願いをいたします。

また、町長につきましても、これ建設課さんが山の管理者さんをお願いに行ってもなかなか聞いていただけるかどうかかわからないんですけども、場合によったら町長の出身の市野々地区のことなんで、また町長にも山の管理者に足を運んでいただいて、御理解をいただくように要望

をしていただきたいと、機会があればしていただきたいと思います。

そしてもう一点、2点ほどあるんですけど、この事業の目的なんですけど、仮に今太陽光発電ということでしたけど、その事業が実際に実施をされて、適当に管理される、当然転用もするんですけど、されたらよろしいんですけど、仮に事業が思わしくなくて、そのまま放置されるようなことになると一番困るんです。植林もしない、事業も行わないということで、裸山の状態でいつまでも放置されると困るんですけど、そういうことについての指導、何年か経過しても開発が実際されなかったら造林の義務が生じるっていう、その辺の決まりについてどういうふうになってるかちょっとお聞きします。

○副議長（下崎弘通君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えさせていただきます。

その前に、先ほどの面積の部分ですけども、これにつきましては東牟婁振興局林務課という指導を仰ぎながら面積の確認を行った中で、町のほうでやった工事にかかわる伐採部分については、公共事業の実施の部分ということで、当該事業の伐採を実施してる中での伐採部分とは見ないほうが、伐採面積の中には入れないということで、林務課のほうと確認をしております。

それと、これからその後伐採したままでということなんですけども、まずその後植栽がされないようでしたら、これに対してもとの森林に戻す、あるいは植栽をするように指導はやってきております。そしてあと、今後のものについては、先ほど建設課長のほうからソーラーという話もありましたけども、私どもも最初ソーラーという口頭での話はありました。ですけど、やりとりしてる中でまだまだ不確定な部分があるということで、ちゃんとしたものを出してくれということで指導を行っております。その後の行為につきましても、先ほど申しましたように森林としての復活なり、そういった植栽なりを指導していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（下崎弘通君） 5番曾根君。

○5番（曾根和仁君） 伐採届には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合の用途という欄があって、ここにはやっぱりきちっとしたものを書かないとあかんですね。だから、それが曖昧っていうことではやはり正式な受理にならないので、だからそこをきちっと書いていただくと。自治体によっては、ここの部分は実際に書いたらその計画の仕様書、どういう面積でどういうふうに使うっていう、そういうのまで添付を求めている自治体もありますので、だからそこが書けないとなると、それやったらやっぱり造林のほうに、木を植えますっていうこっちに書いたの、だから伐採後の造林の計画も書いてない、伐採後の用途についても曖昧だったら、本当にこれ受理できないんで、その辺もよう管理者と協議していただいて、本当にきちっとした書類を出していただかないと困りますので、よく話し合っていただきたいと思います。

それともう一点、あそこの山には里道がありまして、五地藏のそこから上がって、またおりていくという道になってる、ただし正式な熊野古道ではなくて、マニアの方が通られるという

ことで、一般の方は今道路のほうを歩かれる方も多いんですけども、だけでもあそこは知る人はあそこも熊野古道っていうふうにとってる方も多いんです。その里道がかなりの部分、造成によって破壊っていうんですか、ないようになってると。その部分については、町としたらどうお考えなのかということをお尋ねします。

○副議長（下崎弘通君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、里道につきましては現在町管理でございます。指摘の場所につきましては、伐採前は里道が明確で、道がはっきりしておりましたが、伐採によりまして不明確な部分が実際出てきております。里道の明確な位置づけを土地管理者に指示してるところでございますが、今後は町管理里道でございますので、再度現地で里道の確認、明確な位置づけの確認を土地管理者に指示させていただきます。さらには、町で管理が必要な部分もございますので、今後里道につきましては、町での対応必要な部分は町で対応させていただきます。

以上でございます。

○副議長（下崎弘通君） 5 番曾根君。

○5 番（曾根和仁君） 今、私、山のとっぺんの部分の里道って言いましたけど、それ以外のちょっと下のほうでも若干災害復旧で石積みがされてしまって、里道が閉鎖されてる部分もありますので、そこも含めて里道の復元と、下のほうの部分については、町の災害復旧工事で里道が潰れたっていうことなんで、町が町の管理物を潰したことになると思いますので、それは早急に手当てをしていただきたいと思います。

これ要望してもなかなか山林の管理者がすぐ対応していただけないこともあろうかと思えますので、その辺もお金もかかるでしょうし、だからやっぱり粘り強く交渉をして、また建設委員会等で結果報告をいただけたらと思いますので、よろしくお願いをいたします。

そしてあと、実際に今あそこのとこが、あとそういうもろもろの事務上の部分はもう今後やっていただくとして、水が出て実際下のほうの住民が困ってるわけです。これ法の抜け穴っていうんですか、1ヘクタールの開発やったら、本当に開発者の義務になるんですけど、先ほど言いましたように実際には1ヘクタール以上の裸山があるんですけど、実際規制対象になる部分は1ヘクタールないということで、管理者のそういう責務がないっていう、じゃ、その場合どうするかというと、これ町がやるしかないんですよ。だから、新たに水はけをよくするような側溝ですとかそういうものを早く管理者がやっていただけないんだったら町がやるしかないということなんですけども、その辺の準備だとかどこに側溝をつくるっていうことで、また市野々の地元区との交渉も必要になってくるかもしれませんけど、その辺の準備はできてるんでしょうか。

○副議長（下崎弘通君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、一昨年台風12号以降、かなり遊水等が多いところではございましたので、側溝を部分的にはさせてもらっているんですけども、最終的な側溝といいますか、町道自

体に側溝がないような状況ですので、既設の側溝を広くするか、また新しく町道へ側溝を設ける等々何案かございますので、また地元区長を中心に排水処理につきましては今後計画を説明して、実施の方向に持ってかせてもらいたいと思っておりますので、そういった方向で現在考えております。

○副議長（下崎弘通君） 5 番曾根君。

○5 番（曾根和仁君） ぜひ早く側溝を新たに、また1,000万円以上のお金がかかるというような話もちよっと聞いてますけど、ただ側溝をつくる場所についても、つくったことによってまた別のところが水があふれるということにならないように、地元のそういうことに精通した、要は近所の方、区長さんだけでなくて近くの方の意見も聞きながら、一番最適な場所に水はけをつくっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをしておきます。

それと、今回こういう私質問したのは、うちはとにかく災害に弱い町なんで、こういう問題をとにかく見過ごすことなくきちっとチェックをしていかなければいけないということなんで、森林伐採についても、これはお願いしておきますけど、総務課長、広報等でも森林伐採には届け出が必要ですか、その辺ホームページではなかなか見る人はいないと思うんで、広報等で広く知らせていただきたいと思います。

あと、こういう1ヘクタール以下だとなかなかそういう基準にひっかからないということですけど、国内には先進的な県もあって、私調べた範囲では、福島県だとか千葉県なんかは1ヘクタール以下でも県が独自の条例をつくって森林開発についての独自規制をやっていると、そういう県については、また県から自治体に県がそういうことやってるんで、自治体もそれに準じなさいということで指導要領をつくらせて、大体0.3ヘクタールぐらいからそういう独自の指導をできるようにしてます。ただし、罰則規定とかはありませんので、どのぐらいの効果があるのかはわかりませんが、それぐらい慎重にやってる県もありますので、これ県を動かすっていうのはなかなかすぐにはいきませんが、和歌山県に対してもそういうことも、実際災害に弱いうちの町からの要望って言ったらやはり聞いていただけるかもしれませんので、要望していただけたらと思います。

ちょっとさきで言うのを忘れたんですけど、あそこの山林の伐採現場、当時伐採した木を野焼きをしたという話なんですけど、ちょっと消防長に伺いたいんですけど、当時伐採した木を1カ所に集めて燃やして大変な大きな火柱が上がっていて、近所の方は恐ろしかったって言うんですけど、これ野焼きの場合は、届け出をしたら許可がおりる、そういう例外規定もありますけど、そういう報告があったのか、なかったのか、なかったとしたら、危ないからっていうようなそういう指導はされたのかお答えください。

○副議長（下崎弘通君） 消防長中嶋君。

○消防長（中嶋秀和君） 実際あそこの野焼きじゃないんですけど、水害災害の倒木ということでうちのほうは聞いております。それはうちのほうでは届け出になっておりますので、十分気をつけて実施してくださいという答えを出しました。

以上です。

○副議長（下崎弘通君） 5 番曾根君。

○5 番（曾根和仁君） わかりました。

以上で2番目の山林伐採についての質問を終了して、3点目の寺本町政の4年間を総括してという題の質問、最後の質問に移らせていただきます。

前回の6月議会、山縣議員さんの一般質問だったでしょうか、町長は2期目の続投意欲を表明されたということでしたけども、山縣さんはお優しいんで、町長に自己診断でもって評価をしてっていうことだったんですけど、私はちょっと厳しいというんですか、もともと私議員になった、町長と同じときに私議員になったんですけど、やはり町長、町政に対して是々非々で言うべきことは言うという立場で、私も同じ期間やらせていただいたんで、ちょっと厳しいことも少し言わせていただきたいと思いますって今回この質問をするんですけども、ただし、やはり町長の4年間を振り返りますと、この2年間は数百年に一度という災害に遭遇して、これはもう本当に大変な努力をされたと。これについては本当に敬服に値すると、まずもって評価をさせていただきますと思います。

そして、一般の行政のほうに目を移すと、この4年間で大変大きなプロジェクトが動き出してます。御存じのように新病院、40億円ぐらいかかるんですね。クリーンセンター、これも多分四、五十億円かかると思います。勝浦港の水産施設、これも15億円とか言われてる。そして、エレベーターですとか那智中、下里保育所、今後予定されてるのは色川の小・中学校、まだ未定ですが、消防署というような話もちょっと聞こえてはまいってますが、これぐらいに大きな事業が今までであったことはうちの町ではないと思うんです。過疎債の適用ということがその原動力になってると思いますけども、そういう中で、今後やっぱり町民への説明努力、そして実際そういう事業を担当するのは町の職員。当然、我々もそういう大きな事業に対してチェックをしなければいけないということで、これ町民に対しても職員に対しても議会に対しても、我々もそうですけど、町長のほうからしっかりと正面から向かい合って、ある意味緊張感を保ちながらうまく調整しながらやっていかないと、今これ取りかかっている事業なり、今後計画されている事業というのは、これなかなかいい形で成就しないと思うんですけども。

実際、じゃあ町民と職員、あと議会に町長がどうこの4年間向かい合ってきたのかなというこの視点でチェックというんですか、私なりに感想を述べさせていただきますと、開かれた町政ということで、町民に対していろいろと町長やってこれ、我々も大変厳しいことを言わせてもらったんで、対話集会等やってこられたんですけども、私が思ってることは、本当に対話集会になったのかなと。私、勝浦の現場と色川の現場へ行かせていただきましたけど、ほとんどが町長がずうっとしゃべられて、住民の質疑応答もなく、担当課の説明というのもほとんどなかったんです。だから事業ごとに、私町政報告というんで、担当課がしゃべって、その後に町長が若干コメントしたり、住民の質問に答えるかと思ったら、もう最初から最後まで町長がしゃべられたということなんです。だから、全く独演会のような形の町政報告会だったような気もするんですけども、町長は本当に町民と対話したという実感を持たれてますか。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 実感は持ってます。曽根議員が言われるように、私もどういうことをやってきたのか、町民のほうにいろいろなことを報告せえというのであれば、私の口からそれなりのことを報告させていただいた、その後、質疑も設けてますし、いろいろなことはやってきております。

この間も、障害者父母の会やったかな、そこへ行きましたし、障害者連盟の協議会のほうへも懇談会のほうに行って、いろいろ意見は賜ってきております。商工会の青年部とか、いろいろなところで、あなたたちの意見は行政に反映できることについてはどんどん言って、それを吟味しながらそれをこれからも参考にさせていただきたいと言いながら、そういうことは進めてやってきたと思っております。

○副議長（下崎弘通君） 5 番曽根君。

○5 番（曽根和仁君） 私の知らないところでそういう町民の話を聞くということもやっていただいているということも、今の町長のお話だと事実だと思いますが、ただ、いろんな方のお話を聞くと、町長のところへ陳情に行った、要望に行ったけど、自分らの話は10分ぐらいしか聞いてくれない、あとは延々と町長が1時間自分の話をされたとか、2時間しゃべったとか、そんな話も聞きますので、だからもうちょっと聞き上手、こんな自分よりも年長の方にこんな失礼かもしれませんけど、やっぱり聞き上手になっていただけたら、町民もやっぱり話を聞いてもらいたくて来るわけですから、そういうことにもっと留意をしていただけたらと思います。

それと2点目に、職員としっかりと向かい合っているか。町長と、幹部職員もそうですが、一般の職員、信頼関係、町長、副町長だったらついていきたいよという思いが、共感が生まれて初めて前向きな仕事、働く意欲が生まれますけども、その辺がしっかりできているのかという疑問もあるんです、これもちょっと失礼かもしれませんが。いろいろありますけど、1つの事例で、職員の人事、これは職員の人事は町長の専権事項ですけど、当然、幹部職員、総務課長ですとかその担当課の課長ですとかと十分協議して人事を行うのが通例だと思いますけど、どうもそういうことがされてなくて、町長がかなり単独で決めていることが多いんじゃないかという話を聞くんです。

その辺が私はちょっと疑問なんですけど、それではやっぱり、特に幹部職員の信頼を得られないんじゃないかと思いますが、そういう職員の人事について、もう少し皆さんの意見を参考にしながらやっていくというお考えはないんでしょうか。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 人事権については、私の権限でやろうと思えばやれるということですけども、今回の4月の異動の人事については総務課長も含めてやっております。ただ、変則的になったというのは、年明けて早期退職が出たり、いろいろなことがありまして、その辺の人事をどう持っていくかという、1人動かすと3人か4人は動かしていかなければ回っていかないというのもありますし、私はこの人間がこうやからこっちへ動かしたとかというの、決してした覚えはございませんので、ただ、どういう、課長職でいうて参事職をつけるかつけんとかという問題はありますけれども、できるだけ人件費の抑制からすると、抑えておこうかとい

う気持ちで今おりますので、そういう形でなっております。

それ以外に、私自身、特にこれをこうやからというようなことはした覚えはないですし、曾根議員はどこでどういうふうな形をもって私にそういう指摘をするのか知りませんが、私としては、当然公平にやってきたつもりでございます。

○副議長（下崎弘通君） 5 番曾根君。

○5 番（曾根和仁君） 公平というよりも、担当課の人事やったらその担当課の課長なりの意見も十分酌んでやると。当然町長も、この間何かの新聞で読みましたけど、自分はスーパーマンではないと言いましたが、やっぱりそういう謙虚な姿勢で担当課のことは担当課の課長の意見、総務課長ですとか、意見を酌んでやると。それでもどうしても納得できないんだったら、こうだというのは当然あると思いますけど、その辺をよく気をつけていただけたらと思います。

あときょう、植地副町長がいらっしゃらないんですけど、副町長も非常に指導が熱心でいいんですけども、いらっしゃらないところで言うのはあれなんですけど、指導があり余ってというか、行き過ぎて幹部職員等に、もう言うことを聞けんのならやめろというようなことをきついこともおっしゃるんですけど、それは非常によくないことだと思うんですけど、その辺、きょうはいらっしゃったら直接お願いしたかったんですけども、そういう面についても、非常に留意をしていただきたいんで、町長のほうからもよろしく願いいたします。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 先ほどちょっと答弁漏れましたけど、担当課の課長にもいろいろ課員の人事の件について相談もいろいろしたことはあります。ただ、そのときにやっぱりまとまらないというのが現実的にあったんで、ある程度、副町長、総務課長、私でその辺をまとめ上げて、この4月の人事はやりました。そういうこともあります。

副町長には、曾根議員が優しくそうやって言うてくれるのがいいんですけども、一般町民からいうと、ちょっと職員が生ぬるいんじゃないかみたいなことも言われますので、その辺については、副町長にはちょっと厳しいには指導せえということはあると思います。その行き過ぎがあればまた副町長、帰ってくればその辺についても協議しながら、また検討させていただきたいと思います。

○副議長（下崎弘通君） 5 番曾根君。

○5 番（曾根和仁君） 私もちょうつと言い過ぎの部分もあるかもしれませんが、なるべく話を聞いていただけたらと思います。

そして3点目に、議会と正面からこの4年間向き合ってきていただけたのかなという思いで、こうした病院ですとか大きな事業についても、できるだけ早く議会のほうにもいろんな情報を早く流して、つくるからにはもう議会も協力してよい施設をつくっていかうよという、そういう姿勢がどうも私としては余り感じられないと。なかなか、何でもいっぱいいいいになって情報が出てきて、最後にどたばたすると。

特に町営住宅、災害を受けた被災者用の町営住宅のことでも特にそうでした。これも副町長

いらっしゃらないんですけど、この間副町長とちょっと議論、激論とまではいってないんですけども議論になったんですけど、被災者の住宅が、委員会がいろいろ反対するんで、当初、町が描いていた住宅とはもう全然違う形になってしまったと。議会というのは反対するだけかと、提案せんと反対するだけなんかと副町長に私言われて非常に腹が立ったんですけど、私らは全然そういうつもりはないんです。やっぱり被災者にとっていい住宅をつくっていただきたい、つくりたいと思って意見を言っただけで、別に町長の案を潰しにかかったわけじゃないし、このほうがより安全だとか、金額的にも効率的だということで、ああいう形にまとまったわけで、何もそういう変な意図があって、あれ何回も委員会を開いて、反対のために開いたわけじゃないんですけど。

だから、何か議会は敵なのかなという意識を持たれているような気がしますけど、そういうことはありませんか。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私、別に物事は隠すつもりもございませんし、この間の町営住宅にしても、新聞報道では前向きに質問を受けたんで、検討していきたいということはあの場で言いました。そのときに町営住宅建設ということになって報道されたということでございます。

ただ、そのときにはまだ結論的にアンケートをとっておる状態でおりました。その後、指摘されてよかったんですけども、担当に怒りました。借り上げ住宅の中に入っている方も含めて、町営住宅希望という人間がどれぐらいあるかということも調査してなかったんで、最初に出てきたときに12世帯ということだったのが22世帯までにふえたということが、それはちゃんとしてなかったんかということで、すぐに早急に取り直させて、結論的には22世帯の希望者ということで、その辺の戸数を決定していったと。

ただ、そのときの面積的には、私は前から言うように、バリアフリー化と高齢者の健康管理上、こういうことがあればいいのかなというものがあつたんで、そういう提案をさせていただきましたけれども、議会がそういうことからの観点で議会の結論がそういうことでありましたので、私はそれを尊重させていただいて建築をさせていただいたということでございます。

これからも、この間も曽根議員の質問の中にあつたんですけども、森山の裏のところをどうするんかということ、うちは購入してこういう形ですということは前もって議会に言えと。ただ、そのときに曽根議員は、その質疑の中では、ある程度絵を描いてもらわなければ、どこにどう配置するとか、絵を描いてもらわなければ判断がつかないというような答弁で終わったかと思うんですけども、そういうところまでいくと、なかなかでき上がってしもたときには、そういう形でこういうこともありきでやったんかと言われるのもいかなんかと思うんですけども、そういう面で、できる限り今後も早期の段階で、今度余裕が出てくれば森山の裏の防災対策用に用地を測量しながら、どういう整地をしていったらいいんかということもやっていかなければならないと、そういうことは後々また計画も議会のほうで、いろいろこういうのがあつたらええやないかという提案をしていただければと思っております。

○副議長（下崎弘通君） 5番曽根君。

○5番（曾根和仁君） 議会に対しては、特に何でも反対する議会じゃなくて、こんだけの大きな事業を今度進んでいくわけですから、ともにつくっていくための話し合いの場というふうに理解していただいて、常に議会というのはこれ、しょうがないですね、だめ出しするのが仕事みたいなものですね、当局へ。その結果、やっぱりええ形になっていくと、そういうふうに理解していただいて、今町長おっしゃったように、早目に議会のほうにもいろいろ情報を出していただいて、前向きによいものを、よい施設をつくっていく、そういう場にしていなければ、私もまあ町長を支持できるかなという気もいたしますけど、これ時間がだんだん少なくなってきたんで、もうちょっとはしよりますけど、私4年間、町長の手法、見せていただいたんですけども、非常に危うい、非常にようやられてるなという面も当然感じますけど、逆に非常に危ういのではないかなと。どうも箱物ばかりがどんどん先行して、その中身の議論がついてこない、病院についても。だから、そういうことでは本当にいいものがないんじゃないかと。漁協施設についても、建物はできてるけど新会社の方針等がなかなか決まらないとか、そういうことでは、非常に危ういのかと。町民にとってもやはりこういう事業は、確かに町がどんどんやっていますけど、やっぱり借金もこんだけふえるんです。だから、町民もいろいろ協力してくださいとか、町民にも投げかけるような姿勢というのを、もっともっと今後やっていただかないと困るなと思いますけど。

私はもう、これちょっと唐突にこんなこと申し上げるのは失礼かもしれないですけど、私の思いは町長に、もうこの際2期目は出馬いただかなくて引退を、勧告と言うたら偉そうで失礼ですけども、進言をしたいなと、これ本心です。要は、タオルを投げ入れたいんです。非常に疲れているんじゃないかなと。

町長は、これも私の率直な感想で、歴史上の人物で例えれば織田信長のような人物かなと。どういうことかという、今までの人物が、人間ができなかったことを独裁的という言葉は悪いんですけど、非常に強力な手法で切り開いたパイオニアのような人物なんですけども、ただし、彼の最大の弱点というのは、組織運営ができない。人の気持ちが読めない、独断専行だったという部分。ある部下はついてこれたけども、ある部下はもうついてこれないと。最後はああいう悲劇に陥ったということなんですけど、そういう危うさっていうのを寺本町長には、プラスの面ももちろん感じます、人ができなかったことをどんどんやっていくと。ただ、非常に危うさを感じるということで、そういう意味で、私は役場行政というのは有限会社の、町長の個人会社だったらそういう運営はいいんですけど、これあくまでも公共の役場ということなんで、やはり組織運営、誰もが職員がついてこれるような運営をしていただきたいと、それができないのだったら、町長はもうそろそろ、そういう後を、大型事業を實際任せられるような、そういう行政に精通したような人が仮にいたらそういう人に任せて、この際、もうごゆっくりされたいかがかなと、これ本心から申し上げますけど、いかがでしょうね、町長。ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、私の本心です。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 率直な意見、ありがとうございます。

私自身、あなたの言うようなほどの疲れたあるわけでもございませんし、もし、物の例えで言うのなら、あなたがなった場合においてはどういうふうなことができるのかということも、ということから始まって、ただ、たまたまこの4年間の中にいろいろな事業を展開せざるを得なんだということが、それは職員にも無理は言っていると思います。またそれでもやるべきことはやっていかなければ前に進まないというのが現実論であって、あなたのように、理想論のようなことを言ってもなかなか、病院の問題にしてもいろいろあの当時、議会で議決いただきながら、外へ行ってはあそこはまずいんだと言われながらも、私はその方針を変えずやってまいりましたし、そういうことも手法としては、間違っただろうとか間違っていないというのは、後世の人が判断してくれるのであって、曽根議員1人に判断していただくものではないと、私はこのように思います。

○副議長（下崎弘通君） 5番曽根君。

○5番（曽根和仁君） わかりました。

あくまでもこれは私の個人的な思いで言ったんで、当然、町長としては受け入れられないものとは、あらかじめわかりましたけども、私はそのように思っている次第です。

ただし、半月ぐらい前までは私も町長、これ2期目もやっていただける、続投もやむを得ないかなという思いもあったんですけど、先日、先ほどの山林伐採のことでありましたけども、もともとあそこの山林伐採の現場というのは、町の災害復旧の現場でもあるんです。それで、せんだって建設委員会でいろいろ資料も出していただいたところ、非常に納得というんですか、理解しがたいような工事が行われたという事実が出てきて、この事実なんかをもって、ううん、ちょっとどうなのかなという思いが強くなった次第なんで、町長、今後また続投されるということでしたら、私はこの問題について心ある町民の皆さんとともに、どこまで調べられるかわからないですけど、またこの点について追及をしていきたいと思います。

以上で私の質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○副議長（下崎弘通君） 5番曽根議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時00分 休憩

〔4番森本隆夫議長席に着く〕

13時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

次に、1番左近議員の一般質問を許可します。

1番左近君。

○1番（左近 誠君） 最初に町長の公約実現度と将来ビジョンについてお尋ねをいたします。

町長は4年の任期が過ぎようとしております。3カ月後に行われる町長選挙、さきの議会であなたは出馬の意思を示されました。そこで振り返ってみて、4年間の町長の選挙公約実現度

はどうであったか、お尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） パーセントで答えるならば、8割方ぐらいはできたんじゃないかなとは思っています。

いろいろありますけども、ただ途中、災害ということがあって、その2年間というものがなかなかほかの事業については足踏み状態ということもあったかと思うんですけども、それぐらいはできているんじゃないかなというのが私自身の実感です。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 町長は台風12号による大水害、町長は家族を失いながら、被災に遭遇しながら復興に全力を挙げられた、その年も入っていると思います。それで、この皆さんと公約、一応された中で具体的政策というのがあります。町長の報酬を30%カットとか、町民負担は現状維持に努めますとか、町立温泉病院は存続させますと、4つの出張所は存続させますと。この中で、もう実現になったやつもありますし、特に温泉病院については、存続させますという言葉で始まったんですけど、いろいろ町長も病院を訪ねておって、余りにも傷んだあるということから、建設に踏み出したということなんですけど、今までそれ、実現近くなってきたと思うんです。いろいろ思いもあったと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 町立温泉病院については、就任直後、1カ月ぐらいたったときに院長と面談して、今後の病院経営とかいろいろ木浦院長と話をさせていただきました。そのときに、ちょうど2月ぐらだったんか、寒の大雨が降ったときに、本当に今スポーツ研究所のところの部屋が長靴を履いて入らなあかんぐらい雨水がたまったと。そういうのが至るところで出てきているというような話から、建物からどうするかということになりましたので、その辺については、今後建てかえていく方向で進めていきたいと思いますということから、これが発端で。

あとは、補助金の問題も絡んできますけれども、その当時、3月11日の津波災害が東北で発生し、そのときの、当時はまだこちらでも東海・東南海・南海地震のその三連動における津波高の計算でずっといってあったんですけども、東北と同じような大型の南海トラフというトラフの中で発生した場合のマグニチュード9とか、それに近いような地震が揺った場合には、津波高、当初は18メートルと、今度のは14メートルまで下がりましたがけれども、その中の浸水域の浸水深の津波の高さが確定するまでは、なかなかそこで大丈夫だと思いながら、その結果が出るまでは足踏み状態のままだったと思うんですけども、当初からあそこでする予定だったんで、一貫してあそこを場所的には選んだわけでございます。そういうのが今順調というところまでまだいってないですけども、地域の人の説明会も今行いながら、いろいろと進めているところでございます。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 病院も大詰め、設計の段階、住民からの意見も聞いておるということで、もうほとんどあとは実行のみということだと思うんです。

それと、観光対策というところで、宿泊客100万人を目標に商品メニューの創出ということ
を町長打ち出されとったけど、東北の震災それから我々那智勝浦町の水害があって、いろいろ
障害というんですか、あったんですが、今大分復旧しているようですが、そのことについては
どのように考えられていますか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） あれは観光協会のほうにもメニューの開発とか、うちの担当のほうでも、
体験型とかいろいろそういうふうな方向の、この地域のよさを売り出せるようなものがない
かというようなこともやってたわけなんですけれども、なかなかそれも具体的にはまだなっ
てないんですけれども。

その中で東北があり、うちの災害がありというところで、観光客の激減があったところで、
我々も関係団体とか関連する団体にいろいろ大会の誘致とか、そういうところの方面にも出向
いていて、特に新宮信用金庫の理事長さん初め、年金旅行とか、合宿も引きとめるような感
じでおったんですけど、残念ながら大阪学院大学の野球部がちょっと被災したということで南
部のほうへ変わられましたけど、またいずれそういう条件が整えば、また学院の合宿等も誘
致に行こうかなと。そういう方面といろいろ各分野の観光客を積み上げていったら、宿泊の動
員が図れるんじゃないか。

ただ、私一人ではなかなかできませんので、みんなの協力を得ながらそういうことは進めて
いきたいと。来年でも、私も手がけておった愛知県の美容師協会、その会長さんが来年
400人ぐらいの会員さんを連れてこちらへ旅行してくれるとかという話も今出てきてますし、
そういうところは常々その関係者とも連絡とりながら、いろいろ協力してもらえる人の連絡を
とりながらも、そういうところも進めて、あらゆる分野のほうから、今までみたいな団体旅行
というのはなかなかとりにくいんで、そういう方向を模索しながら、今後も観光客の宿泊を高
めていきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 今町長が答えられた中で、後から 2 番目に質問することと一応関連してい
ることもありますんで、それと、J R 紀伊勝浦駅のエレベーター、早期設置というあれやっ
たんで、ほとんど見えてきたと。それと、本当は J R 勝浦駅、あれするのは無理な条件のもとで
達成ということだと思うんですけど、その点、どのように、うまいこといったかなとか、いや
もうちょっとあれかなとか、いろいろあると思います、思いはどうでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当初、私もなったときの初議会だったと思うんですけど、エレベーターを
設置するという、それが大方は順調に進んでいるという話だったんですけども、なかなか進
んだあるようで進んでなくて、一から始めたというようなところもありました。そういう中
で、紆余曲折しながら、ようやく実施設計の方向まで J R が動いてき出してくれたかなとい
うのが今の状況でございます。

ただ、今後またその辺については、委員会でもいろいろ逐次担当のほうから報告させていた

できますけれども、今のところそこまで進んできたかなと思っております。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） この中の公約の中で、漁業対策というのがあるんですけど、それで、その中には勝浦漁協の再建策についてと。今現在、冷凍庫、建設に向かって全てこれからもかかるであろう15億円近くのお金なんですけれど、その再建策として具体的に考えというんですか、述べてもらえますか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 勝浦はマグロなんで、マグロの振興策として解体出前のマグロでPR、当初はマスコミも取り上げて、地域によってはいろいろテレビ放映もされてというのが、だんだんそれもマスコミも当たり前化してきたので、これも方向転換の時期に来ているのかなとは思いますが、その次にまたマグロの売り出しというものを考えて、ここの商品価値を高めていくことを考えていきたいと思います。

それで、将来的にうちの漁業の経済に占める割合というのは、観光に次いで2番目に大きいかなと思うんで、その辺についての施設の老朽化というのが漁会等いろいろ冷蔵庫、漁商組合の冷蔵庫というの、もういつパンクしそうになるかもわからないというようなところまで老朽化してきているということで、その辺について担当ともいろいろ協議した結果、建てかえざるを得ないという、その今の漁業の経済を維持するためには、施設の更新をしなければならないという。ただ、当事者にその能力がないということから、行政がそれを肩がわりして、冷蔵庫も町有の冷蔵庫、市場も将来は町が運営できるような形に持って行って、特に今県とのいろいろ話し合いの中で、うちの町益を損なうことのないような形で漁協の存続、市場の存続を今後進めて、いま担当と協議しているところでございます。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 確かに漁業、特にマグロを中心とした漁業の活性化、それは本町にとってはもうマグロと観光というのは一体になって進めている事業で、これはもう絶対になくしてはならない、このようなことだと思います。

それと、町長の漁業対策の中に、稚魚の放流だと思うんです。貝類、ブランド化というのがあるんですけど、今御存じのように、海水温も高く、それで磯が藻もない、赤潮か潮焼けというのかな、ほんまにこれ全国、海水温が高くて稚魚が生まれて育たない。また魚も育たないという状況で、いろいろ対策を練って稚魚の放流とかされておりますけど、まず藻場というんですか、あれやっぱり回復せんことには、幾ら育てた稚魚とかで放流してもだめだと思うんですけど、町長はその点どのように考えておられますか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） ただいまの質問、町長にということでしたが、私どものほうでは、水産のそういった対策としまして、毎年カジメ等の藻場の造成に取り組んでおります。そして、その中でいろいろな漁場の中でどのあたりが育つものか、そしてどのあたりが育たないのか、じゃあ育たない場所ではどういう対策をとっていけばいいか、そういうのを毎年各漁場

の中で対策を、そういう試験的なもの、そしてつきのいいところではそこへ植栽していく、そういう部分について毎年、予算的には限られておりますが、取り組んで漁場の回復ということに取り組んでおります。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 今、課長が答えてくれたわけですが、藻場というのは海水温、大体 20 度ぐらいから以下で、大体寒いところでやったらある程度育ちがいいと。特に北海道、ああいうところにはやっぱり魚の試験とかというのは藻場が物すごいええと。それで今、全国的に九州からずうっと海岸線はもう海流の温度が大体二十五、六度か、それで夏だったら 30 度のところもあるわけです。そういうところでは育たないということで、幾ら藻場の回復、この地区やったらええとかという問題でもないようにも思うんですけど、その点どうでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） それにつきましては、やはりそれぞれの海の中で条件等々違ってきております。海流の速いところ、遅いところ、そして水温の関係もございます。それらはそれぞれその場所その場所によりまして、育成の状況等々その後確認いたしまして、その中で育成のよいところについてはさらに多く広げていく。そして育成の悪いところには、じゃあそこに根づきするにはどういった対策がいいか、そういったものも含めて対策をとっているところでございます。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 今、課長答えてくれたわけですが、ウニが異常発生するというのは、例えばもう食べる海草がなくなる、普通海草が多かったらウニというのはちぎれ藻というんですか、ちぎれ藻、そういうのを下でおって食べてある程度成長すると。ところが、だんだん藻が育たないようになったら上へ上がってきて、本体の藻を食べてしまうから漁場が保てれないというようなこともあるということを聞いております。そやから、まずウニも、いうたらウニが多いということは藻場がもうやられているということなんです。その点、どうでしょうかね。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） その辺の細かい部分については、私どももちょっと把握し切れておりませんけども、藻場造成に当たっては、先ほど申しましたように、その生育状況、そしてその海域の特徴等々、専門業者等に調査していただいて、そしてつく部分については集中的に藻場を形成していく、そういった対策をとっておりますので、ウニが多くなればという、その部分については私どももちょっと知識を持っていませんでしたので、返答はちょっとできないんですけども、そういった状況で、どうしても沿岸漁業を守るためには、餌場の造成というのが必要となってきますので、それはこれからも引き続きそういった形で続けていきたいと考えております。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） そういう磯とか、ああいうのを守ってこそ、また魚介類がふえるということなんです。

それから、防災、防犯対策というのがあるんですけど、その中の小匠ダム周辺の整備、これは今まで僕も何回か質問させてもらって整備、一応されると。

それから、小・中学校の早期建設、これ町長自身は早期建設というて打ち出しておったわけですが、今、この間の議会からも、やられておるといのはようわかっております。

それから、津波対策としての那智湾の木戸浦海岸堤防建設、前々から僕もここで取り上げてもろうたり、前の前議員さんら多くの方がこの堤防のことも取り上げてやっておりました。

それで、前回のときに24年度で調査にかかれるんやないかというようなこともあったんですけど、町長も大概力を入れてこれやってくれたと思うんですけど、今の現状を、町長どのよう認識されておりますか。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 木戸浦海岸につきましては、現在、和歌山県が地権者と用地交渉といひますか、寄附という方向で話を進めてくれてまして、まだ具体的に最終結論は出てないんですけども、おおむね寄附の方向で進んでいるということで、和歌山県の新宮建設部のほうからはお聞きしております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 町長、大概町長自身も動いてくれて進めておったと思うんですけど、町長の今の思いはどうですか、その堤防に関して。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） あそこの護岸がもう傷みもひどいということもわかってますし、その辺について、先代の浦木清十郎さんのところへも会いに行ったり、いろいろ話は、交渉にも行きましたけれども、なかなかまとまりができなかったというのと、そして、今ようやく、今課長言われたように、県当局も、あれ副知事あたりが来て話をしてくれたんかな。そういうのもあって、ある程度用地のことも話し合いの場についてくれたんかなというぐらいまで来たと思っております。

その辺が、あと土地の面積上どんなにかというのがちょっと今あろうかと思うんですけど、それさえ解決ついたら進んでいくんじゃないかな。特に国のほうへ行ったときも、その辺のことも国会議員の先生にもお願いはしております。そういう面も含めて、今まで北浜海岸から天満にかけての護岸については十分活動をやってきたと思っております。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 一応町長が公約をうとたやつの実施状況とかというのを大体、さきの曾根議員の中でもいろいろされておりましたんで、もうこれ以上あれはないと思うんです。

それから、これから将来に向かつてのビジョン、ちょっとお聞かせ願いたいんですけど、町が抱える多くの課題、難題、これからもあると思うんですけど、次期町長選に臨む心境、また決意とかあればお答え願います。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 申しわけありません。

先ほちょっと私の勘違いで、木戸浦堤防の進捗なんですけども、おおむね固まっているって報告させていただいたんですけども、今から詳細については県のほうが地権者と、詳細については詰めていくということなんで、まだちょっと、おおむね決まってません。申しわけございません。

〔1 番左近 誠君「はい、わかりました」と呼ぶ〕

まだ今後の話によりまして、もう少し時間がかかるということです。申しわけございません。

〔1 番左近 誠君「その件について」と呼ぶ〕

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 今、建設課長からまだ進みぐあいがちょっと、前々から余りこれ、相手のあることで、交渉をやってもらっているんですけど、なかなか、もう何年も前と余り変わってないんです。僕が議員になってからもう 6 年近くになるんですけど、そのとき、ちょうどその前ぐらいから知事にもお願いして、何とかしてというようなことも新しくなられたときに知事にもお願いしたことがあるんです。それから余り、動いたのかなと思ったらまた下がって、また動いたかなってというような感じがする。町長、もうそれはもうちょっと町長のあれで、ぱっと押してもらえませんか、どうでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） もちろんその辺については、県に行ってもまた整備部のほうの部長のほうへもお願いしますし、また副知事、知事にもその辺については、また再度要望とかしていきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） これから 2 期目に向かって町長選に臨む心境、決意の一端をお示しくださいということなんですが、町が抱える多くの課題解決には、何よりも人と人とのきずなというんですか、また地域との深いきずな、互いに厚い信頼関係、そういうのを構築することが大事だと思うんです。

また、それと前例にとらわれないユニークな発想というんですか、またスピーディーな改革のもと、行政運営の遂行、こういうことを考えながらやっていただければありがたいと思うんですけど、町長選に臨む心境、決意、お答え願えますか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 大きな災害を受けたということで、災害に強いまちづくりと、それによる安心・安全で住める、年寄りから子供まで、子供から年寄りまで、そういうふうにして高齢化が進んでいく中、新聞を見ますと、和歌山県でも紀南、古座川、北山、串本、太地、うちで、この順番で 35% ぐらい超えた高齢化率になったあるんで、その辺を考えながら、高齢者の災害対応というのをどんなにすべきかということもこれから考えなければならないと思うんですけども、なかなか津波の到達時間というのが、3 分、4 分っていうようなんではなかなかでき

ないというので、今いきいきサロンみたいな形で、健康寿命ということをこれから重点に、70の方が80になっても、自分の足である程度逃げれるというような形に維持できるような方法も考えていかなければと思って、今回いきいきサロンのような形でちょっと試験的に老人の健康管理ということを進めておるところで、そういうことも含めて、ありとあらゆる今手がけている施設の問題とか、ようやく施設の関係では地元協議とかほとんど終わって、これから実行していける段階まで進んできたかと思うんですけど、あと河川整備とか、いろいろ国の事業でやっていただいていること、県にやっていただいていることについても、いろいろ地元の意見も要望も入れながら、国のほうへもお願いし、その辺のことを今後の4年間で完成度が高められればと思っております。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 町長は2 期目に向かってそのようなあれです。

それでは、次の件にかからさせていただきます。

外国人、東南アジア人の誘客ということでお尋ねをいたします。

今、日本の観光客もなかなか思うようになかったのが、だんだん、一応あれなんですけど、外国の観光客誘客に政府も力を入れております。それと、安倍政権が戦略の一つとして掲げるクールジャパン戦略、年間800万人の外国人旅行者を2030年までに3,000万人にふやそうという計画であります。

円安が進み、追い風が吹いている観光立国日本と、ことし1月から6月に日本を訪れた外国観光客は、1月から6月の間だけに495万人。同年、去年に比べて22.8%のアップと。これは中国の尖閣問題がありながらの数字なんです。その中で、世界の観光客が多く訪れる国、例えば外国ではどうかというとき、1位がフランスなんです。2位がアメリカ、3位が中国、ずっとアジアへ来て24位は韓国の1,114万人と。日本は33位なんです、836万人。

それから、今政府のほうでも日本の狙いはイスラム圏からの観光客16億人、アジアにはイスラム圏、観光客16億人もおると。だからイスラム教徒は非常に需要が多いと言われております。

そこで、ちょっとお尋ねしたいんですが、和歌山県の外国人の観光客、2012年どのぐらいの外国人が県へ観光で来られたか、わかったったら数字、教えてもらえますか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えさせていただきます。

県のほうの資料について、私どもちょっと用意することができませんでした。本町の外国人の観光客の入り込みについて紹介させていただきます。

本町の場合、平成22年が一番最近の5カ年では多く1万9,345人の方が来勝されました。そして、23年の災害、3・11の東北の震災及び当地方の水害等、1万2,689人まで下がりました。本年におきましては1万2,000人が1月から8月まで来られております。この割合でいきますと、22年の数字に並ぶか、それと同等の数字を出すんじゃないかなというふうな予想をしております。

参考までに、来られる方の国別で見ますと、台湾の方が50%、そして中国の方については、議員先ほどおっしゃられましたように、尖閣問題以降、お客さんが減りまして1%、韓国が5%、香港が33%、そして残りの10%がそれ以外の欧米、オーストラリア等々の国となっております。

議員、県の状況ということでしたけども、本町の状況について今述べたとおりでございます。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 県の外国人客数はわからないということなんですけど、熊野古道も交通の不備から、人気の割には観光客が訪れないと言われております。特に去年、2012年、高野町、高野山に宿泊した数が、外国人3万3,653人と言われております。それで、田辺市はどうか、熊野古道の入り口である田辺市はどうかというたら、高野山の1割に近いんです、3,389人となっております。特に高野山から熊野古道の入り口である中辺路っていうんですか、あそこまで、地図でいうたら50キロなんです。その50キロでも結構遠いと、外国人に言わしゃあ遠いと。なぜかというたら、路線バスを利用して中辺路へ来るのかな、そうした場合は時間も5時間かかると、それで本数も少ないと。お金も5,000円かかるというんで、非常に来にくいというようなこともと言われております。

インフラの設備、どのように考えておられるのか、県のほうでやられることなんですけど、本町でも、便利がようになったらうちのほうへも回ってくる確率が高いんです。それはどのように捉えておられますか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えします。

高野山と熊野地方への交通アクセスということでございますが、現在、確かに議員おっしゃられるとおり、その部分については整備されておられません。路線バス等々も余り便利のよい状況では走っておりません。

ですけど、本年度、もう既に始まっておるんですけども、9月14日から全国のJRグループと和歌山県、そして和歌山県内の各市町村タイアップしまして、デスティネーションキャンペーンのプレデスティネーションキャンペーンということで14日から始まっております。

その中で、やはり私ども一番県のほうに要求したのが、高野山から熊野へのアクセスに問題がある。うちの場合でも熊交さんが直通バスを夏の間だけ出していただいたり、そういった取り組みをしているんですけども、どうしてもそのアクセスに問題があるということで、このデスティネーションキャンペーンのプレイベントの中で試験的に、その間のバスを県のほうで試験的に、回数は限られておりますが、それを運行してその中で利用状況等々をデータを取りまして、今後のそういったアクセスの対策に取り組んでいこうということで、こちらから本宮までは路線バスも通ってます。ですので、その間の高野山から本宮までの間のそういったバスを走らせるということで、そういった試験的な試みもなされるということで県のほうから伺っております。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 確かに外国人でもほんまに好きな、何というんですか、これがいうたら日本だというような、我々知らないようなところへでも外国人が行かれています。特に熊野古道っていうのはほんまに宗教的なあれが絡んでいるんであれなんですけど、先般、これ県が誘致した東南アジア視察団、来熊ってあるんですけど、これ観光客は確実にふえると。7月28日、本町のほうへもこれどんなんでしょうか、田辺のほうへ来たんかな、これ御存じですか。内容はどのようなあれやったんかな。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 県のほうの取り組みにつきましては、私どもは7月29日と聞いておりますが、アジアの観光連合国際会議の歓迎会ということで、白浜町のほうでそういったエージェント等を招きまして会議を開催しております。これにはうちのほうから観光協会、町内の各旅館が出席させていただいて、東南アジア関係のお客さんの誘客を行っております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） いろいろ手を打ってアジアの人を勧誘するということは、非常に大事なことでと思います。特に国内の観光客、昔でいう団体客が少なくなったということです。

それと、1つちょっと御紹介といたらあれなんですけど、この間テレビでもちょっと放映されておったんですけど、日本の玄関口の一つの成田空港へ取材しておりました。このブラジル人、インドネシア人、タイ人、マレーシア人、初めて日本に来たというアメリカ人5人家族、この5人家族をちょっと取材しておりましたが、インタビューの中で、どこへ行くんですかって言うた場合、富士山とかいろいろ東京のあれとか、京都とか言われておりましたが、それからと言うたら、熊野の那智の火祭りに行くというような話が出てました。アメリカ人の家族でも那智の火祭りのほう関心あるんかなと思ったときに、あつ、この主人というんですか、その人はやっぱり日本の文化を体験させるというようなことも言われておりました。それから、那智の火祭りを言うたとき、あつて思うんですけど、そういうアメリカ人の中でもそういう火祭りやとか、熊野古道でもある。

それから、あげいんでも恐らくそういうような対象にもなったあるんだと思うんですけど、

これからもそういう、熊野古道でありながらまたこういう観光資源、開発して大いに外国人、来ていただくというようなことをやっていただければありがたいと思います。

それから、例えば外国人の好きな食べ物は何かと、来たときに接待するという場合に、イスラム教徒、先ほど16億人って言うたんやけど、そのような観光客を受け入れるときには、やっぱりイスラム教は豚肉が不浄なものとして食べないとか、それと、特に祈りに物すごい思いを持ってある人ですから、祈る場所というんですか、関西空港にも2カ所あると聞いております。ホテルでもそういう設備もまた要するようになると思うんですけど、その点とも、その点配慮はしていただきたいと思います。

それと、特に外国人が困ることというて、日本でも我々那智勝浦町でも、町へ行ったら外国人ちょこちょこ見ます。その人らやっぱり困っているっていうようなこと、不便って言われることをよう言われる中で、クレジットカードが使えないと。買い物をするんでもクレジットカードが使えないとか、英語表記の町の案内板が少ない、道案内が少ない。それで値段表示も日本語の横一、横二、横三、そこまでやとわかるけど、四とか五らいうてもちょっとわからん。500円って値段出たあるというた場合、数字のアラビア数字というんですか、ああやって表記してもらったらわかるというようなことも、ちょっと細かい話ですけど言われております。

そういうことも、我々那智勝浦の観光で外国人の人が食事に来たとき、ふらっと行ったとき、数字、そういうことも細かいあれで。それでまた、クレジットカード、先ほど言いました、このクレジットカードの対応はどうされておりますか、町内の業者の方。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

クレジットカード等につきましては、各商店の業務の中の取り扱いということになりますので、余り私どものほうからそれについてどうして欲しいということはありませんが、商工会のほうでは、これは外国人客だけの対応というわけじゃないんですけども、やはり旅行者、観光客を受け入れる際に、そういったところの問い合わせもあるということらしいです。

その中で、商工会のほうとしましても、少しでもクレジットカードの取り扱いをできるようにという、そういった皆さんへの投げかけはやっているということでございます。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 買い物の様子をテレビでやっておりますけど、物すごいお金を使うんですね、使う人によっては。ここらで食事に来るとか、また観光まわりの人はそうも少ないでしょうけど、やっぱり買い物をしてもらおうと思ったらそうやってクレジットカードでの対応はやっというほうがようけ買っていていただけると。両替するというたってなかなかこれ両替所というのもないと思うんですけど、その点、細かいながら気遣いというのは大事かと思います。

それでは、この外国人、東南アジア人への誘客は終わりました、湯川温泉の復活へという問題、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

この間、私、湯川温泉の経営されてる方に聞かせていただいたんです。そしたら、うちもう店閉めたんやって言います。えって言うてびっくりして、つい先月寄させてもろうたときそ

んなような話聞いてなかったもので、何でやて言うたとき、僕も薄々わかつとったんで、あの旦那さんというのは体がちょっと弱くて、手術したのかな。そういうんで、なかなか調理のほうを受け持って、奥さんが賄い、あれしてたんですけど、それで、店閉めたんで、えって言うたのは、そこの旅館さんは、もう昔から、親の代から何十年で続けておるとこなんです。閉めたと言われたときに、えって、隣も閉めたある、ここも閉めたある、湯川温泉大丈夫なんかと。今、名前を出したらあれなんですけど、大きなホテルやったところがもう日帰り客の温泉になってしもうたというんで、泊まる旅館って、今数えられるいうたら3軒か4軒ぐらいしかないのかな。それで、我々若いときに、昭和30年代やったら13軒ぐらいあったんじゃないかな。

余りにも衰退が激しいんで、何とか湯川温泉、南紀湯川温泉、この湯川温泉というのは、昔の平安時代から熊野詣での湯垢離、湯垢離というたら湯治場です。湯であかをとすという、湯垢離場として栄えた温泉町であって、勝浦温泉とは対照的に静かな昔ながらのたたずまいを見せる保養向き温泉だと言われてます。これをなくしていいんかなと思うんですよ、町長、どうでしょうか。これいろいろな問題があると思うんですけど、そういう切実な問題なんですけど、町長としての思い、あれば語ってもらえますか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下孝安君） 湯川温泉、お客さんが減ってきたということなんですけども、これは数年前から、かなり前からそういう状況が始まっております。私どもの取り組みとしましては、やはりゆかし湯という名勝を利用した、熊野古道とはまた別の名勝地。昔の大辺路街道の通る名勝地ということで、いろいろ観光協会等々でもウォークを行ったり、ボランティアガイドの会でもそこをもっと知らせようということで取り組みをして、何度かボランティアガイドの会でPRしてウォークを実施したり、そういったことをやってきております。

それが結果としてあらわれていないということなんですけども、今後とも私どものほうでは、その湯川のゆかし湯等々というのは、うちの一つの名所となっておりますので、その部分についてはもっとPRして、そこへ人が、ウォーク等の人であっても、そのにぎわいを少しでも人の行き来が、ウォーク客なりが戻ってくる、あるいは集まってくるように手を打っていきたいと考えております。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 確かにこのひなびた温泉、物すごく風情があっていいんですけど、実際は後継者の問題もあるんです。切実に後継者の方がおられなんだら衰退すると、縮小すると。それが廃業につながるということなんです。ところが、はやったら後継者も何とかあれとか、またいろんな方法で存続もされると思うんです。

今情報発信ということで、地元の関係者がいろいろ苦心されておるといことなんですけど、いかに認知度を高めるかということと環境整備なんです。もうこれから、例えば東鳴子温泉というんですか、宮城県にあるんです。そこはこういう、温泉があそこも物すごい豊富なところで、7つぐらい、東鳴子だけでもあるっていったんかな、そういう温泉街なんですけど、あそこもそのように、ある程度こういう衰退というたらあれなんですけど、そのときに案としてやられ

ておったのが、休耕田みたいな、農業のお百姓さんが提供するあれで、そこでいろいろ生産物をつくって、そこへ温泉へ入って畑をつくる。田んぼを耕すとか、農作物をつくるというようなこともやっておられたと。

ところが、高齢でその農家の方が亡くなったんで、もうそれもちょっとすぼんでしもうて、今は美術、アートというんですか、そういうようなことを展示して、またそういうようなほうへ進んでおるといふことも、いろいろ模索をしているようです。

それと、私が提案したいのは環境整備、これ付加価値を求めてやると。それで、特に佐藤春夫が名をつけられました吃水湖、この佐藤春夫が命名したゆかし潟、これを勝浦港から夏山海岸、それからゆかし潟を結ぶ観光ルート、前にも県道236号の開通、ちょっと建設課長にも答えてもらったんですが、そのルートをやってゆかし潟につながるあれをもう一つ前向きに考えていただいて、あれを結ぶことで、先ほど言われておりましたウオーキング大会とかあいう、そしてまた、ハーフマラソンとかというようなものにも活用もできるんじゃないかと。特にゆかし潟は佐藤春夫の文化的価値もあると思うんです。

そういう形で1つのルートがつながったら、また違う掘り出しができるんじゃないかと。勝浦港それと夏山海岸、ゆかし潟を結ぶ観光ルートです。県道236号の完成、これは非常に意義だと思うんですけど、町長、どうでしょうか、その考え。特に太地町も絡んでくると思うんですけど、どうでしょう、町長答えてくれますか。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 勝浦港湯川線の関係につきましてお答えいたします。

前回は説明しましたとおり、未完成部分につきましては約300メートルございます。その内訳としまして、トンネルが約160メートル、橋梁部分が約140メートルでございます。新宮建設部で再度確認しましたところ、工事につきましては、現在休止状態ということで、再開の具体的な予定は未定であるというふうにお聞きしております。

ただ、道路というのはつながってこそ効果があると思いますんで、町村会でも要望しておりますけども、今後とも再開に向けての要望を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 町長、答えてもらえます。いうのは、夏山海岸は、あそこ太地町のあれです。それで、三軒町長も力を入れて、あそこトイレ物すごい整備されたんです。それで海岸もすばらしいと。そやから勝浦港、夏山海岸、それでゆかし潟、一つのあれつながったら、また違う分野の、日帰り観光客も呼べるし、それでまたこれ尾鷲から大泊、これ9月29日に開通します。そしたら、そうしたときに紀宝バイパスがこの間6月に開通していると。すばらしいあれになって、近くなるんです。そうしたときに、日帰りでもええ、なんせから来ていただいたら、やっぱり金も落としてくれるということで、活性化につながると思うんです。どうでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） それは前々から懸案になってあったんですけれども、なかなかその工事的にも経費がかさむ、工事費がかさむということで、県もなかなか実施まで踏み込んでくれないというのが現実かと思うんです。ただ、次の段階にチャンスがめぐり会えてきた場合には、積極的に全線開通を目指して要望もしていきたいと思いますけども、今のところなかなか、雑談的にはそういうことも言うんですけれども、県土整備部へ行ったときでも言うんですけど、なかなかそれにのってきえてくれないのと、要望は要望として書いてるんですけれども。

その次に、森浦が、太地がどのような開発をされるんかわかりませんが、そのときにそういうルートのものがあれば、より観光のつながりも太地との調和がとれるというようなときがあれば、そういうところは強く押して、その辺の開通に努めていけるような形で要望はしていきたいと思いますけど。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 町長、言いますのは、例えば、もう今あそこはつながって休んでであると、休止やというんですが、中止かというて県のほうへ聞いたら、いや中止じゃない、休止やと、休んだであると。あれも16億6,000万円かかっているんです。それで、しょっちゅう言ってなければやらかというような気は起こらんとと思うんです。やっぱり知事さんにも認識してもらい、それで振興局、道路課長の濱田さんにも、先般僕ちょっと用事があって行ったときにもその話をさせてもらおうたんです。

やっぱり道路としてはあれつけたほうがええのというようなことをちょっと言うたらめしたけど、町長もそのことをしょっちゅう頭に置いて、あれはつけるんだと、そしたら効果がこのぐらいになるぞということもあると思うんですけど、そのことをちょっと頭へ入れてほしいんです。

それから次に、ちょっとあれなんですけど、移らせてもらいます。

個人客、日帰り客の町中散策、例えば、観光客の方が日帰りでもいい、また泊まって宿泊して町中を散策したいというとき、車を置く場所が少ないんです。それで、皆さん観光客を見ますと、勝浦マップ、これを持って町を散策していると。これ那智勝浦町のマップなんです。こういうのを持っておいしいとこないとか、回るわけです。そのときに駐車場がないんです。

例えば土産物店、また築地、あのあたしにでも店を構えたあるんやけど、そこの店自身が駐車場がないというんで困っていると。それで、いろいろ置く場所がないから難儀するということなんです。できたら町の土地でそういうようなところも活用できるところはないんですか。どうでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 今の御質問についてお答えさせていただきます。

私どものほう、日帰り客及び宿泊客に対してマグロマップあるいはスイーツマップ、それとか勝浦散策マップ等々で町歩きを勧めている中で、確かに議員言われる駐車場の話というのは出てきております。

私どもが勧める駐車場としましてはバスターミナル、そして漁会の前の足湯のところのバス

ターミナルの、第2駐車場としてるんですけどもその駐車場。それと休みの日等々であれば、役場の駐車場を開放してますということで案内してるんですけども、確かに議員言われるとおり、駐車場の問題、駐車場が少ないというのは我々にとっても少し頭の痛いところでございます。

取り組みとしましては、例えば駅前の浦島さんの所有地がございますけども、そこが旅館組合が浦島さんと話をしてくれてまして、その中で旅館組合へそういった問い合わせが来たら、こことめてもいいですよという形で紹介しているとか、それとか、それぞれマグロマップへ掲載の店では、駐車場は幾つあります、何台分確保しています、そういった形でできるだけそういった情報を載せて、観光客の方にもそれぞれ店独自で確保している駐車場の紹介等々、それもあわせてやらせてもらっているのが現状でございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） ちょっと確認させていただきます。

駅の横のタクシーの置き場の真裏ですか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 駅前おりにいただきまして、タクシー乗り場ずっと並んです。

その前に海産物センターの建物が建っておりますけども、その裏の浦島所有の空き地です。どうしても駐車場がない場合に、旅館組合等へどっかとめれるとこないっていう照会が入った場合に、そういうところも紹介して、ここ少しの間でしたら大丈夫ですという形で御紹介はさせてもらっているということです。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 特に駅前の土産物屋さんとか食堂の人とかというときに、駐車場っていうのを熱望されている方が多いわけです。それでちょっとでも土産物を買ってもらったときも、置くとこないし、ちょっとあれやて、置けないというようなこともあって、大変だということも聞いております。これからもそういう活用できる土地、もしあれば提供できるようにお願いしたい、このように思います。

それから、教育について、次のお尋ねをいたします。

体罰、大阪市の高校では体罰を受けた男子生徒が自殺した問題をきっかけに、文部科学省が体罰の実態調査、それで県のほうでも調査しましたところ128人が体罰を行っていたと発表、これ県の話なんです。昨年の4月からことしの3月まで、県内の公立、私立、小・中学校、高校、特別支援学校、計461学校で、教諭約1万人、児童・生徒10万人余りを対象に調査したところ、体罰の確認128人の教諭がかかわっておったと。小学校では31人、中学校では57人、高校では36人、特別支援学級4人だと。また体罰を受けた児童・生徒が263人と、小学校では53人、中学校では122人、高校で83人と、支援学級では5人とされておりまして。それと、いろいろ体罰の状況というのは、部活動中46件、全体の3分の1だと言われております。また授業中でも40件。

それでどういう体罰の仕方、仕方というんですか、手で殴るが74件、また蹴るとか物で殴るというのもあったようなんです。この本町で、管内で関係している数字、どのように捉えておられますか、お願いします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） お答えいたします。

昨年度の4月から3月までの体罰の調査についてであります、小学校で1件、中学校で3件、先生については小学校1名、中学校1名という数にはなりますが、そういう数字を把握しております。

そして、中身につきましては、小学生の場合、遠足に行った帰り、道具を片づけろという先生の指導のもとでも片づけずに遊んでいたため、ちょっと足で蹴ったと、そういう事例と。中学校につきましては、先生がクラブの指導中もしくは教室内での指導中に、言うことを聞かないということで手で暴力を振るったと、そういう事例が報告されております。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） そういう先生もちっと感情的にいくときもあると思うんです。それと、特に大阪市の高校で体罰を受けた、これはスポーツ、バスケットボールやったんかな、そういうんで、勝たねばならんとか、先生にしたら、いうたらちんたらしとつたらふがないっていうようなことでやったと思うんですけど、教育長、教育長は現場出身なんで、その点よくわかっておると思うんですけど、以前、体罰で、特にスポーツ関係でクラブで指導されたと思うんですけど、その点、どのような感想を持てられますか。

○議長（森本隆夫君） 教育長笠松君。

○教育長（笠松昭紀君） お答えいたします。

左近議員おっしゃられましたように、私、中学校で主に部活動、それから生徒指導、体育関係の授業を担当してまいりました。その中で、指導中にげんこつを入れたこともございます、正直に申しまして。ただ、3月の第1回の定例会で下崎議員の一般質問で答えましたように、体罰は学校現場ではあってはならないと思っております。そういうことで、各学校には体罰の再発防止、それから体罰の禁止について、今後とも十分指導してまいりたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 先生というて、学校教育法でも懲戒権というんですか、どつくのは悪いんでしょうけど、ある程度のしつけするには先生も認められていると。体罰とあれとはちょっと違うということで、ちょっと違いを述べてもらえますか。

○議長（森本隆夫君） 教育長笠松君。

○教育長（笠松昭紀君） 今回の体罰を行った職員については2名ございましたんで、それぞれ学校長嚴重注意を口頭でいたしました。それから、2名の教師については文書訓告で私のほうから十分注意をし、今後そういうことのないようにという指導と、それから精いっぱい子供たちのために頑張れということを指導いたしました。

ただ、普通の処分と違いまして、今回の場合は文科省の調査がございまして、その結果、全国で非常にたくさんの体罰が出てきたわけです。全国で6,721件、小学校で1,559件、それで中学校で2,805件の体罰の報告がございました。これを受けて文科省または県教委のほうから、処分をなさいということで2名の先生、2名の校長先生に嚴重注意と文書訓告を行いました。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 教育長にもう一度お伺いしたい。具体的な、例えば暴力を振るう生徒へ教員のこうした行為は有形力の行使に懲戒権と言われる、今言いましたね、与えられているところ、具体的な体罰とは一線を画すものとして認めていると。しかし、具体的な指針がないため、保護者から体罰だと言われることを恐れ、教員が萎縮してしまうのも指摘があるというんですけど、それはどうでしょうか。萎縮というんですかね。

○議長（森本隆夫君） 教育長笠松君。

○教育長（笠松昭紀君） 特に、教師が萎縮しないように、自分たちの指導力を十分上げるということ指導を進めてございます。ですから、教師のほうが、これ処分を受けるからしないというんじゃないしに、やはり学校教育法で禁止されておりますので、このあたりを十分指導してまいります。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 生徒と先生は信頼関係であってこそまたうまいこといくんであって、またその点、いろいろあると思うんですけど、めげずに頑張っていただきたい、このように思います。

それから次の、深刻なネット依存ということなんですけれど、これネット依存、いろいろテレビとかあれて取り上げられております。もうこれにはまってしまったら一日中、スマートフォンですか、それとタブレットはどうかなと思うんですけど、もうしょっちゅう、朝起きてから寝るまで、寝床まで持ち込んでやられるという中学生、小学生は少ないと思うんですけど、中学生がやたらと多いと。特に女の子が多いと。それで、特に仲よし4人組、例えばあれでもって、今なにしていると、チャンネル見てると、私もとか、おもしろいね、そうとか、そうやって自由にグループをつくってやっていると。それで、これもう中毒になったら、特に睡眠の質が悪いとか、体が麻痺してしまって、勉強意欲もなくなるということなんですけど、学校ではこのようなこと、どこまで把握し、またスマートフォンは持ってきたらあかんということだと思ってしまうんですけど、どうでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 議員御指摘のとおり、日本全国、若者を中心にそういうネット依存ということでございます。現実には私の子供たちも、親と話をするときもずうっと携帯を握ったままで、そういう状況だと思います。それが中学生のほうにも波及しておるようであります。

ただ、文科省の指導といたしまして、義務教育の中、小・中学校には携帯等は持ち込まな

いと、必要ないと、授業に必要なという事で、各町内の小・中学校、学校への持ち込みは禁止させていただいております。ただし、どうしてもやむを得ない事情、塾に行くのにどうしても要るとか、そういうことは、学校へ来たら職員室で一括管理をして預からせていただいてそれで返すと。そういうことで今運用させていただいております。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 確かにもうこのネット依存になったらもう病気なんです。特に日本でアル中が80万人と言われております、ネット依存が50万人と。もうほんまの話これ社会問題になったあるわけです。

だから、学校だけでなしに、本当のことを言やあ家庭、また我々関係している全ての人間がお互いに責任を持って、これはちょっとやばいなと思ってんやったら、やっぱりみんなで解決せなあかん問題だと思います、学校だけに任すではなしに。これも提案させてもらいたいと思います。

それから、急ぎ足であれなんですけど、最後の目安箱の活用についてちょっとお尋ねいたします。

今現在、目安箱、いろいろ投書とか、書き込み、これ那智勝浦町の目安箱、これネットでやったときのこれ書いてあれするやつです。これどのような状況でしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えさせていただきます。

目安箱ですけども、これは平成22年4月から、町長が就任してからでございますけども、役場の本庁、各出張所、そちらのほうに設置させていただいております。それで投書、目安箱のほうに投函された数になりますけども、25年、ことしの3月末現在で延べ57名の方から御意見等を寄せられてございます。

年度別にいきますと、22年度は30件、23年度が20件、24年度が7件と、年々減っているのが現状でございます。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 目安箱、もう最初目安箱を開設したときは多くのが寄せられたんです。ネット自身も書きかえ、ほとんどされてないですね。2年ぐらいされてないのかな。非常に僕見よってから、あつ、少ないんだなと思ったんですが、今のところそれはどうなんだろうかね。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） ネットの更新につきましては、これはもう私どもの手違いがございまして、更新年月日という欄がございます。こちらのほうには当初ネットのほうに掲載したとき、たしか22年6月の日付だったと思いますけども、そのままずっと残っております。ところが、中身のほうにつきましては、投書があり回答が完了するたびにネットのほうに乗せていただいておりますので、データのほうは最新のものとなっておりますけども、更新日の日付が更新されていなかったということで、申しわけございませんけども、そういうことで

ございます。

〔1 番左近 誠君「はい、わかりました」と呼ぶ〕

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 最後に、若手職員の意見と提案というのは、これ目安箱見たら、これ神奈川県の実鶴町で目安箱というところで若手の職員の意見、提案を目安箱へ投書するというあれをつくっております。それで、これによると、規定というのをつくって職員が思ったことなり、投書することなんで、それで、そういう意見を町が受けてみんなであれするということなんですが、それ僕はいいなと思うんです。それで、町でも若手、町外の若い人らにも、この間立ち上げて意見を聞くというようなテーマを一つ一つ出してやっておられるようですが、職員の意見を酌み上げるというときに、その目安箱というのもいいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 議員さん御指摘のとおり、職員に対する目安箱というような形になるかと思いますが、実はこれは平成18年ですけども、私たちのほうには職員提案制度という制度を設けてございます。この制度を設置した目的としまして、町行政全般について、職員の積極的な提案を推奨し、職員の創造力、研究心及び町政運営への参加意欲を高めるとともに、行政管理の改善及び行政機能の向上に資する、こういう目的をもって職員提案制度を設けさせていただいております。ただ、残念ながら過去2件ほどしか職員のほうから提案はなされておられません。

実際、これは18年に制度化しておりますので、その後新たな職員が採用され、こういう制度があること自体、もう既に忘れている方もおられるかと思いますが、また機会があれば職員に宛て周知していきたいと考えてございます。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） もうこれ最後ですけど、今、課長述べられて、もう風化されたあるみたいな形なんですけど、また再度持ち出して、若手に、俺はこんなことを言いたいんやというようなことがあれば書いていただいて、提案してもらって、それで町長自身があれを読んで、ああこれはええなと思ってんやったら採用するというようなことも、活性化という意味でもそれ必要やと思うんですけど、町長、最後に答えてもらえますか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

若手職員から新採とかそういう、一、二年の職員の面談、面接とか、懇談をやったときに、そのことは、もし言いたいことがあれば要望なり書いてなり、直接私のほうへも言ってくれとは言うて話はするんですけども、いまだに一件も言うてきた者はございませんけども、これからまたそういうことの面については、職員の仕事が伸びるというんか、職員の能力が伸びるような形で、またそういうことも指導していければと思っております。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1番（左近 誠君） 町長は私のところへなかなかってというようなことなんですけど、町長の顔を見たら強面なんで、ちょっとなかなかこれあれだと思えますよ。そやから目安箱みたいなソフトなあれでやってもらえると。それで町長と直接話もできるという機会、チャンス、与えていただいて、活性化していただきたい、このように思います。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（森本隆夫君） 1番左近議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開15時10分。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時51分 休憩

15時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

次に、3番下崎議員の一般質問を許可します。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） それでは、1番の町長の政治姿勢についてということでお聞きします。

町長の政治姿勢なんですが、これまでまちづくり地域推進会議とか、各地域、各団体等の皆さんにまちづくりについての意見、要望を受けながら、町行政全般について検討、推進していく方針であると思うんですが、その姿勢、方針等についてお尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） できる限り、今回若い人を集めての意見等とか、地域で回ったときにはいろいろな意見を聞きながら、そういう行政の中に取り入れていけるものをということでやっております。

きょうも、けさほどテレビでもやってましたけれども、専門の業者が思いつかんことを若い子が思いついたという、線香のあれなんですけれども、シャンプーのにおいがする線香にして若い子らがつくったという、ありますし、これは別の問題ですけれども、そういった意味で、いろいろな人から意見を聞くということは、私にとって行政運営上プラスになろうかと思しますので、今後もそういうふうな方向で、できる限り団体と話しに行った場合には、そういう意見を拝聴しながら、行政に反映していきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ただいま町長の政治姿勢、方針についてお聞きしたんですけども、この件について、役場課長を含め、職員たちにも指導を徹底されているのかどうか、そのとおりなのかどうか、確認しておきます。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） できる限り町民の方が窓口等、いろいろ各担当課へ頼み事に来たときには、最初、前の門からたたいてきたときに、門の正面から来たから正面の答えじゃなくて、また違う角度からそういうことを解決する方法も考えながらいろいろと検討せえということは、

常々課長会でも言っております。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） ただいま町長の政治姿勢について、違う角度からの意見も取り入れて指導について徹底するということで確認しておきます。

それでは、下里保育所用地の県からの取得に関するこれまでの経過についてお尋ねします。

話は平成11年までさかのぼるんで、ちょっと確認させていただきます。その当時、町長は町会議員でしたね、平成11年。ほかにこの議場におられるのは森本議長、湊谷議員、中岩議員、私はそのときは生活環境課長でした。最初、この土地は下里区民所有の農地を県が購入し農業試験場として使用していたんです。その後廃止されたわけなんですけども、平成11年の第4回定例会で、県から町の土地開発公社で購入するために一般会計で債務負担行為を行い、1億1,000万円、その予算を提案したんですが、大変財政が厳しい中、また塩漬けの土地になるんじゃないかというようなことで質疑が集中して撤回し、その後再度提案されましたが総務委員会に付託され、翌3月にまた再度撤回されております。平成12年第3回定例会に再度提出されて、土地の利用目的は将来の公共用地として先行取得したいということで、再度その後総務委員会に付託され、そして委員長報告で可決すべきとの報告があつて、質疑も多数ありましたけども賛成多数で可決されたということなんですけども。そのときの取得目的ということで、総務課長の談ですけども、運動公園、消防屯所詰所、給食施設——これは学校給食とか福祉弁当等の施設も将来考えられると総務課長が報告しております。そのときに、下里区長から平成12年2月14日付で町長へ陳情書が出されているんです。

その内容なんですけども、7つの項目がありまして、1つ目が高齢者用集会施設をつくってほしい、2つ目には防災用具収納の倉庫をつくってほしい、3つ目には駐在巡査派出所をつくってほしい、4番目には小公園をつくってほしい、5番目には教育用プール、6番目には駐車場、7番目には会議室、娛樂室、浴室、グラウンド等の老人福祉施設をつくってほしいという、こういう陳情が町長宛てにあったんです。

このように、この用地につきましては、下里区民の大変大きい関心と大変深い愛着がある土地なんです。こういう経過のある土地なんですけども、このように陳情要望が下里区長よりされていることについて間違いがないかどうかお尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 議員おっしゃられるとおり、2月14日付で要望書が提出されてございます。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） その後なんですけども、平成19年第2回定例会で土地開発公社より土地開発基金が購入したわけなんです。そしてその後、平成21年第2回定例会で、地域活性化・経済危機対策臨時交付金で少子・高齢化社会への対応ということで、保育所設備等を行うものとして土地開発基金から1億2,081万6,117円でこの土地を購入しておりますけど、間違いはありませんか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） はい、議員おっしゃられるとおり間違いございません。その金額1億2,081万6,117円につきましては、土地開発基金から購入したときの1億1,000万円プラス利子の金額となっております。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） こういうような経過で、町有地となったわけなんです。

それで、この下里保育所建設用地についてなんですけども、ちょっと建設についてお聞きいたします。

平成21、22年度で用地造成されて、その後22年に設計業務委託、23年に下里保育所施設整備事業予算3億1,198万円が可決されましたが、事業は実施せずに流れてしまったと、そしてこのしの当初予算で3億1,198万円が再上程されて可決になったと、そして6月補正で5,648万3,000円の予算が可決された。合計3億6,846万3,000円の事業予算なんです。

それで、このうち過疎対策事業債は3億6,570万円と、ほとんどが過疎対策事業債を使ってやるわけなんですけども、3月議会の当初予算のときに、私は町長に対して質疑をしてお答えいただいているんですけども、そのときの質疑が、今後の計画の中であの付近にはお年寄りも大変多いんです、そういうことでその2階または屋上部分に付近の住民の高齢者が避難できるような外階段を併設して、その屋上まで2階、安全なところまで逃げれるような、その工法を確保していただきたいという質疑をして、町長のお答えは、できる限り一般の方も有事のときには避難できるような方法を考えてまいりますと、このとおり町長はお答えしているんですが、そのとおりかどうか確認します。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） そのとおりの外階段、ふだん出入りされたら悪いんで蹴破り式の外階段をつけておると聞いております。それが屋上まで上がれるということもその設計上はなっておると思います。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） それで、6月補正で追加の予算が出されたわけなんですけども、そのときに、課長は遊戯室部分に2階に避難できる場所の確保、津波対策ということで説明をしているんですが、8番議員から設計のことで質問があり、課長の答弁は、1階部分65坪ぐらい、2階部分約100平方メートルちょっと超えるぐらいの予定で設計を依頼したいと考えておりますと、このように会議録には記載されております。課長、この答弁で間違いはないですか。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） ええ、間違いございません。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） それと、この津波浸水想定について、この場所、この建物が十分な高さが確保されており津波避難施設としてその機能が十分なのかもお尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 南海トラフの巨大地震の結果を見まして、現在の保育所につきましては3メートルから5メートルの浸水深になっております。建設地につきましては2メートルから3メートルの浸水深になっておりまして、一応設計案につきましてはクリアできると思っております。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） それでは、6月以降に遊戯室部分の設計が進められていると思うんですけども、その過程の中で、下里区または付近住民への説明会は一向にされていないと思うんです。当初の計画については福祉課のほうから下里区長にちょっと話があって、下里区長が付近住民も入れた説明会をしていただきたいということで、5月27日に説明会をしたと。そのときに区民からの幾つかの意見、要望があったわけですが、その中で、2階及び屋上に避難できる場所の確保をしてほしいとの要望があったと思います。そしてその後、福祉課、建設課に区長が少しでも避難できる場所を広く考えてもらえないかと要望に行ったんですが、その後、保育所を建てるのに何で区の要望を聞く必要があるのか、設計を変更する必要があるのかという話が聞こえてきているんですけども、そのときに全く相手にしてもらえない状況であったというようなことは聞いているんですが、この話は本当の話なのでしょうか。

それと、役場の中にそういう考えの職員がいるのであれば、町長の責任であり、町長が言っているのと同じであると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 確かに5月27日に地元説明会を開催させていただきました。そのときは4点ほど日照権の問題とか、建物が高くなる関係で地元の方に説明をするようにというような指示と、そして水利組合の水路の問題で掃除を手伝ってほしいとかという関係と、あと太田商会さんの音が出るのでそれは了承いただきたいというのと、そしてあと出入りが狭いために現状よりは倍ぐらいにしてほしいというような意見を聞いております。このほかは、ほこりが立つ関係で芝生化はどうだろうかという意見をいただいております。一応、そのときに指摘されましたことはクリアしましたということを区長さんにも報告させていただいたところです。その後図面案ができて、区長さんが役場のほうへ見えられて、この案で行かさせてほしいということで図面案を見せさせていただいております。うちのほうは建設課と町長とこの案がベストであるということで説明してもらいました。そして、その後また7月19日にこの図面を持ちまして厚生常任委員会に諮りまして御承認いただいているのが今までの現状でございます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） そのときは区長に対して話しといたしますか、その件については余り問題にしないで相手にも余りしてもらえないような状況であったんじゃないかということなんですけども、それについてはいかがですか。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 区長さんに言われたのは総二階にしてほしいということで、それはち

よっと予算的にも今後の利用から考えても、ちょっと総二階は難しいということは話をいたしました。あと、その図面案に対しても、図面案のよりちょっと二、三メートル二階部分を広げてほしいという意見は区長さんからいただいたと思うんです。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） 6 月議会以降に遊戯室部分の設計について進めているわけなんですけども、7 月 19 日に厚生常任委員会が開催されて設計図案が示されたと。その委員会に示された後でも、地元区に対して、近隣住民に対して、この遊戯室部分の説明会がされていないんです。この部分が付近の住民にとって一番重要なことなんです。その避難施設がどのようになっているかということも皆関心を持っていますし、全然説明会が地元に対してされない。天満の大谷の関係なんかでは、町から何回も地区のほうへ行って説明会をして、適切な対応をしながらこの件についてやっている、それで那智中学校についても、地元と付近の住民については屋上の避難場所、そして太陽光の関係、そして避難場所等、外階段を——これは変更になったかちょっと確認していませんが、国道側に変更してというようなこともあったかとは思いますが、そしてまた備品の収納場所も確保するというようなことを聞いているんですけども、そういうふうに担当課によってはきちんと説明をしながら事業を進めている、この下里区の保育所の件については全然地元に対して説明がされない。そしてその後、7 月 30 日に下里区の自主防災組織、これは区長が会長も兼ねてるんですけども、地震津波の防災懇談会を開催しまして——これは区独自にです——この中の質問で、避難場所について幾つか意見がありまして、その中でも保育所の建設で 2 階、屋上部分について、地域住民の避難スペースの確保をしてほしいという強い要望が何人からかあったんです。区長は町に要望するとそのときは答えております。それで、翌 31 日に、町長に対して 2 階部分の多目的室について少しでも広く確保してほしいと要望したんですけども、町長は部内検討会で決定したことであり、区の要望は受け入れられないとの返事でした。なんで、決定前に、部内検討会をする前に、しても結構なんです、区に説明して意見を何でもしてもらえないのか、そのときにその前に何で説明がなかったのか。

この区長からの要望の内容なんですけど、設計図案の 2 階多目的室は約 20 坪ぐらいで、屋上部分は約 31 坪ぐらいあります。それで、外階段を上がったところに前と後ろにバルコニーがあるんですけども、その間に通路部分がある、これは幅 3 メーターぐらいです。屋上がもうきっちりした屋上ができてますんで、その部分に壁をつけて多目的室を少しでも広げてもらい、住民が少しでも収容できるように検討してもらえないかという区長からのささやかな、簡単に変更のできる要望だと思うんですが、これについてお聞きします。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 私どもは建設課と町長と検討いたしまして、それを全部通り道を潰してしまうと使い勝手が悪いと私どもは感じておりました。そして、通常保育所施設ですので一般が使うことがないということで、そういうふうにさせていただいたところでございます。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 確かに保育所施設なんですけども、その予算の財源は保育所の保育施設整備事業補助金じゃないんですよ、これ。過疎地域が対象となっている過疎債の対象で建てるんですから、遊戯室は子供たちの施設なんで仕方ないと思うんですけども、その上の多目的室は子供たちが使わない施設なんです。職員とか保護者らの会議室に使ったり、倉庫とか、そういうものに使うと思うんですけども、そういう施設なんで、名称は保育所でも、今現在いろんな防災関係の中で避難場所の確保ということではいろんなところでそういうふうに進められているわけなんですけども、何もこの2階については園児は使う場所じゃないんです。それで、何もバルコニーをあけて子供たちを遊ばすわけでもないんで、その場所を、この不要な通路を前から後ろへ抜けるバルコニーに通ずる通路として置いとくというのがちょっと納得できないんです。

それで、この図面を見せてもらったら、あの2階部分の上の屋上に31坪ぐらいあって、それでそれに全部柱がついていて上へ避難ができるように強い構造になっております。ですから、この通路部分に壁をわずかにつけるだけで会議室が確保できる。この多目的室の広さがもう少し確保できる。そういうことで、この多目的室の広さはこの図面から見ると、これは変わってないと思うんですけども、約20坪です。20坪ということは40畳です。そうしたら、大体1畳に2人、座ってですよ、2人ぐらいが精いっぱい、よくいっても2人か3人まで。そうしたら、この40畳の中に大体100人も座ったらほとんどいっぱいです。園児の数が定員90名あって、大体今八十何名園児があるんです。それで、職員数は先生と給食入れて10人以上あると思うんですけども、大体100人。この100人がこの2階の中へ入ったら、もう全然ほかの者が入る余地がないわけです。そして、多目的室ですから会議用の机とか椅子とか、それで非常時の備品なんかも収納すると思うんですけども、そうしたら本当に人の入る余地というのは少なくなる。ですから、もう屋根もあるんで設計も簡単にできる、壁だけふやしていけば、そして建物の中からベランダへ出れる入り口をつければ簡単に設計変更できるような形だと思うんですけども、いかがなんでしょうか。そういう考えはないんでしょうか。建設課長にもお聞きしますけども、この2階部分の多目的室、壁を広げるだけで、簡単な設計変更で、工事費用も安く済んでできると思うんですけども、これについてもお答えいただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

現在計画の2階の部分の多目的室につきましては、議員御指摘のとおり、約20坪、約40畳の広さでございます。これにつきましては、私どもの計算では、窮屈な状態ではありますけれども132人ほど避難できると判断しておりまして、仮にでございますけれども真夜中に地震、津波が起こった場合に、必ずしもこの多目的室が使えるかといいますと真夜中の場合はそういった状況にならないと思います。

それと、津波の高さは和歌山県の調査では2から3というふうに出ていますけれども、やはり屋上施設も備えておりますので、外階段を利用して屋上へ上がられる方もあると思いますので、多目的室が広いか少ないかという議論がありますけれども、役場といたしまして

は、約40畳を確保してございますのでこれで地域住民の方も対応できる範囲であると想定して設計を進めております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 夜間だけじゃないんです、昼間、園児がおるときのことを言うてるんです。100人近くの園児と職員がいます。そして、逃げるのは津波の警報が出たら屋上へ逃げるようにすると思うんですけども、その後の受け入れです。やはり付近のお年寄りらでも部屋の中へ入って、休んでもらわんな。そのスペースが全然ないということを言っているんです。夜間だったら子供がいなくて、それは付近の住民だったら十分だと思うんですけども、その部屋の中には、先ほども言うたように、会議机とか椅子とか、そいでほかの避難用の備品も入れると思うんです。そうした中で、昼間だったらそれだけのスペースが確保されていないんじゃないかということをお尋ねしているんです。いかがですか。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

定員が90名ということで、私どもは多目的室の66.3平米を計画しておりまして、0.5平米に1人という計算で算出いたしますと132人ということでございまして、定員90人全員上がったとしてもあと42名分のスペースがあるという計算、あくまでもこれは計算上ですけれども、そういったスペースもございまして、なおかつ議員御指摘の通路の部分につきましては、屋上の関係でここには屋根がございます。そういった関係で、一時的な避難場所としての位置づけでございますので、そういった部分で対応できるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） その0.5平方メートルに1人というと、この1メートルの半分ですか、大体。本当にぎりぎりですよ。そうして、いろんな備品や机、椅子も要りますよね。ですから、そんな130人も入るはずがないです。ですから、屋根があるんですから工事自体は簡単な工事で済むと思うんです。それをお願いしているんです。

そして、この間の自主防災組織の協議会が8月21日に開催されて、そのとき下里区長も自主防災の会長として、下里地区の会長ですよ、出席したと。そのときに、防災機能を備えた下里保育所新築工事に関して、付近住民も避難できるように2階部分を広げてほしいと町に要望しているが聞いてもらえないという訴えを自主防災にもしているんです。下里地区の住民の安全・安心を守るために、また町の災害時、そのときに協力を常に求められている自主防災の会長から、これは要望なんです。それが全然相手にされていない、軽んじられているんです。

これは区民の命にかかわる切実な要望なんです。今後、変更設計後の工事請負の変更契約議案が提出されると思うんですけども、それまでに検討する余地はないのか、わずかな設計変更で区民の命が守られるんです。簡単な工事で費用もそれほど必要ないのではないかと思いますので、検討できないのかどうか、また下里区に対して説明、要望を聞くことについて必要ない

と町長は考えているのかどうかについてもお尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） その件については十分議論はしました。委員会でその報告をしたと、あと、例えば防災用のためにつくるっていうんじゃないくて、本来は、あそこに保育所を設置するに当たって園児の安全をどう対応するかということから始まった補正からやったわけでありま
す。施設としては、福祉課長も申しとおおり保育園施設ということでもあります。そこへ緊急の
場合については、当然どの人であれ命を守るためにはそこへ上がって避難されるということは
やぶさかでもありませんし、それは当然の行為だと思うんです。そして、通常使う場合には、
下里の区長さんが来たときにも言ったんですけれども、保育園の所長が通常この場合使っても
支障がないという場合であれば、平時の場合であれば大体下は広い遊戯施設でもありますし、
いろいろ使えようかと思うんです。

そういう中で、これ以上施設のいろいろな、重点を防災に置くということになると、もと
もと防災施設としての補助金の申請でやらないいけないということになったら目的外使用という
ような形も出てこようかと思うんです。ただ、あくまでも保育園をあそこに設置する場合に津
波が来たらどうするんだというところで、高さの面、それが最終結論が出たときに3メータ
ー、4メーターぐらいまでのレベルであれば、本当は1階のフロアで持ち上がって5メーター
ぐらいあるんでそれで十分かと思ったんですけれども、その当時強く保護者会のほうからの要
望がありましたし、それだったら子供たちの最悪のときを考えたんだったら、それも施設とし
て組み入れていこうかということでその辺の施設の整備をやりました。あくまでも、下里区
の一部の施設とじゃなくて保育所施設として我々は検討した結果、地域の人の説明というのはし
てきましたという私は報告を受けて、こうこうこうですと福祉課長が言ってたことがああそれ
でよかったねで、それをクリアできてあるんだったらそれでゴーサインということだった。そ
の後、下里の区長さんからこう言われて、委員会でもうそういうことを十分な説明を受けて了
解を得たものを、さらにそこでまたつけかえてということとはなかなか行政側としても、それで
事が本当に足るか足らんかという問題になると、足らなければもう一回委員会のほうにもこう
いうことだと、設計の予想する範囲の中を超えてたんでこれをもう一回修正したいというこ
とは言えますけれども、そのときは保育所を基準に考えた場合それで十分対応できるというこ
とでだったんで、その設計どおりということで進めました。

それで、あくまでも一時的避難所でありますので、そこで2日も3日もということが、部分
的には使うかもわかりませんが、多くは2次避難所へ行くなり、大きな被災を受けて、
うちの宿泊施設が大きく被害を受けてないところであればそこで収容しながら、災害の避難
者の対応もしていくということは従来どおりのことでやっていくと、一時的に1時間、2時
間、3時間っていう、東北でも津波が引いていった後またすぐに移動できるかどうか安全を確
認した上で2次避難所へも進めていくんで、さほど大きな影響があるとは思えません。中へ入
って楽におるというのは、そうさせてあげたいですけれども、なかなか補正でも五千数百万円
というプラスをしていくということも、これも当時なかなかどうするかということも議論しま

した。しかしながら、この機会に、保育所としては保護者の安心を高めるためにはそれでええんじゃないかという結論で議会上程をやって皆さんの同意を得たところでございます。

だから、あくまでも聞く聞かんという問題じゃありません。これが区の施設として設計をやってきたんだったら、十分にそれを組み入れながら、要望も聞きながらそれはやっていきたいと考えますけれども、あくまでもこれは保育所施設だったということを御了解、御理解願いたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） 保育所施設というのはわかっているんです。那智中は教育施設です。その那智中を建てるのに住民の意見を聞いて、ああいうふうには予算も追加して建設と。それで、今度この保育所自体も避難施設、それがああいう避難施設として機能させなければ保護者の了解も得られない、そういうことであれをやっているんですから。ですから、これは保育所といっても公共施設なんですよ、町の。それで、予算自体も4億円近くあそこへ、言うたらそれだけの費用をかけているわけですから、これからもうあそこへそれだけの費用をかけるような建物というのはまずないと思うんです。

ですから、こういうときに地元の要望をじっくり話し合ってもらって、要望を聞いてもらって、そういう区民が安心できる施設にしていだきたいと思うんですけれども、それは検討できないですか、町長。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 先ほど答弁したとおりでございます。

ただ、これからは、下里地域の避難困難地域の場所については、いろいろなことは区民の意見を聞きながらどういう方法がいいかということも酌みしながら、それで考えていきたいと思っています。

那智中の場合のときは、またあれは直接那智中をそのまま学校の施設で避難場所っていうよりも、合理的にあそこの屋上を耐震構造になるのであればそれを設置しとければ、地域の人口密度からいくとあそこへも逃げるほうがより高いところへ逃げれるだろうということもあって、那智中の屋上を利用すると、あそこに屋根をつけよとは言うてませんし、屋上をみんなが一時的避難として使うだけでございます。あくまでもそういう利用の仕方でございます。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） 耐震機能ができているからあそこをしたと。

それで、3階部分、教室があります。そういう場合でも、避難したときには教室も使うわけですよね。子供たちの教育に支障のない限りは使うわけなんですね。

ですから、この部屋は園児が使わない部屋なんです、ふだんあいてる。会議用の机と椅子を置いて、それで避難備品を入れてるだけなんです。そういう多目的室なんですけれども。

それに町長、1つちょっとお聞きしたいんですけども、色川小・中学校の改築になるんですけども、今後の補正予算で耐力度調査費用が計上されております。これは、地元の人々の要望があり新築することを決断したと答弁されているわけなんです。通常の場合、教育委員会で検

討した中でその意見を受けて、予算もある、財政計画を立ててから決断するものなんですが、既に地元、何か地元の委員会があるんですか、その要望のみで新築を決断されておりますね。新築費用は約6億円ぐらいは必要になるんじゃないかと思っているんですけども、それに比較しましても、下里保育所の場合、総額で4億円近い事業予算もかけて建設するのに地元に何の説明もない、要望についても相手にされない、この違いはどういうことなのか、公正公平な財政運営をお願いしたいんですが、この点についてお聞きいたします。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 地元の要望というよりも、前々から色川地区の人にとっては、区民のためにつくってくれじゃなくて子供たちの教育施設としてつくってくれということの要望だったと思うんです。だから、学校の校舎として小・中の併設校舎としてつくるという、教育委員会のほうにその辺を指示したというんですか、計画をつくりなさいということは私が言っただけで、地区区民のための使い勝手のええようにするという意味であれをつくったわけでもございませんし、あくまでも学校施設としての計画のもとでやっているということでありましたので。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 学校やから保育所やからって言うてるんじゃないです。その地区の意見を聞いてやっているんですから、同じように公平公正に下里の地区についても聞いたってほしいと、そういうことをお尋ねしているんです。

ですから、部内の検討会で決める前に、地元へこういうことでこういう建設をしますんでということで一言説明してあげていただいたらこういう結果にはなっていないと思うんですけど。区民の安全・安心、命を守るために、区長、自主防災の会長が、わずかな費用で済む問題なんです、これは要望なんです。ですから、再度のこの多目的室の設計変更の検討の余地はないものかどうか、もう一度お伺いいたします。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） それはございません。もう現状どおり、委員会報告どおりで進めていきたいと思いますので御了解願いたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） それだけ、町長はわずかな費用でできることについて全然お聞き入れしないということなんです。

それで、あと一つ確認しますけども、これは建設された後、残地が3分の1から4分の1残るわけなんですけども、これを放置すれば、国道のそばなんで雑草が生えて見ばえが悪いんですけども、その管理を町はきちっとやっていただきたいのと、今後の利活用について、十分に地元区と協議の場を設けて相談しながら進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私は、いろいろな施設の利用を考えて言うたわけなんですけれども、その

他の場合については、用地取得の関係からいくと保育所用地ということなんで、目的外使用ということで議会のほうからもいろいろとアドバイスを受けております。そういう面からして、ただ公園的、地域で子供らも野外で遊ぶとか、そういうようなもの。特にあそこは下里の車屋さんがあって、保育所のグラウンドまでの間をあけたというのは、先ほどもあそのカンカンカンカン、修理屋さんで音が出るというこの緩衝地帯にもなるだろうということで、まして保育所としてのグラウンドも町内では一番広いグラウンドなんで、それぐらいの容量があれば一番それでいいだろうと。ただ、今後そういうことの縛りがなくなるとか、それでいろいろなことの応用利用できるような規定があれば、またそういうほうも地元区とは相談しながらやっていきたいと。ただ、まだあと下里にはもう一つ川側のところに試験場の用地があります。そういうところも予算っていうんですか、今のところなかなかいろいろな事業をやってますのでいろいろ言われてもできるかできんかわかりませんが、そういうこともあれば、今回のいろいろな用途として使えるというよりも、なかなか使い勝手の悪い奥まったところなのでいろいろなことは考えながら今度は進めていきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） 最初にちょっとお聞きしたように、この場所は地域活性化・経済危機対策臨時交付金で少子・高齢化社会への対応ということでこれを購入したんですね。ですから、そういう目的で今後利活用を検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当時、私は担当課から保育所用地としての購入ということの補助金だったと聞いております。それ以外に、高齢者社会って、福祉関係に使うということの応用ができるのであれば、次の残地の部分についてはそういう方向も考え得るかと思います。

ただ、今のところ、それが10メートルぐらいの幅かな、道路と自動車販売側のと、その辺のところで、そういうことが何かに使えるという、使いたいというようなことが適化法にひっかからないようなことがあれば、それはそれで相談に乗っていければと思います。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） 500坪以上残ると思いますんで、できたらこういう少子・高齢化に対応した施設、そういう公共施設を検討して、今後する場合はそういうことで利活用していただきたいと思うんです。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今後その辺の残地の部分について、奥まった土地の場合だったらそれも可能かと思うんで、その辺についてはまた計画をつくる場合には地元との協議は進めてやりたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） なかなか町長は地元のささやかな要望は聞く耳持たんということですので、次の質問に移らせていただきます。

先ほどもちょっと出ましたけども、建設場所はこの出張所のある場所です。出入り口が国道

のすぐそばで1カ所しかないんです。幅が約3.5メートルぐらいなんですけども、これは大変狭くて、国道に近いんで本当に事故のおそれが多くて危ないんです。これまでに何回か建設課長にも話はしているんですけども、一向に改善されないんですけども、出張所に来られる方も危ないのうと言っているんです。6月27日に安全祈願祭をして工事に入ってからもう3カ月近くになってくるんです。これはいつ拡幅されるのかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

ただいま議員指摘がありましたとおり、現況は約3メートルでございます。現在、幅6メートルで国道42号管理者の国土交通省と協議を進めております。完成予定は、この保育所の完成が遊戯室は3月ですけども、校舎棟が2月末を予定しておりますので、その時点に合わせて6メートルの計画を完成というふうに現在進めております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） その完成に合わせて広げるという予定なんですか。今工事しているのに大きなトラックが入ってくると出張所への用事で来る人とか、狭くて危険だということで早急に対応していただきたいと言っているんですけども、完成じゃなしに早く、工事中に危険じゃないような対応をしていただきたいということでお話もしたと思うんですけども、早急に対応しますというようなことも聞いたんですけどもなかなか対応してくれんのでちょっと今お聞きしているんですけども。これはもっと早くならないんでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 本設、最終形につきましては、ただいま答弁申し上げたとおりなんですけども、今議員御指摘のとおり、工事用道路と一般の利用者が交錯するという事で、再度国土交通省のほうに仮設で広げる協議を早急にさせていただきます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） それでは、よろしくお願いいたします。善処されるようによろしくお願いいたします。

それでは、4つ目の江川樋門整備の測量設計業務委託費3,000万円が当初予算で可決されているんですけども、その後の進捗状況についてお尋ねします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

ただいま議員から御指摘のありました江川樋門整備の進捗なんですけども、当初で委託で3,000万円の予算を計上させていただいています。現在測量業務の入札の準備をいたしております。設計業者が決定次第、場所等につきましては、まず最初に地元へ説明にお伺いさせていただき予定で進めております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 地元への説明よろしくお願いします。

それで、当初予算の説明の中で、課長は本工事は平成26、27年度の2カ年の予定のことだと説明されてたんですけども、この予定について現在のところ変わらないかどうかお聞きします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

説明のとおり、今年度は設計で、26、27で本工事を予定しております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） それでは、これについては地元区への説明、相談について十分配慮されるようお願いして終わります。

それでは、次の質問なんですけども、昨年の6月議会で津波避難施設の確保についてということで質問いたしております。教職員住宅とJAのビルとのことで質問させていただいたんですけども、教職員住宅についてはすぐに対応していただいて、フェンスに津波避難ビルの表示板が上げられております。早い対応ありがとうございます。

ただ、その表示板が、白い表面に「津波避難ビル」と書かれているんですけども、表示板の大きさが縦が40センチで横が60センチと大変小さいんです。フェンスにかけられているんですけどなかなか見えにくいんです。その隣に、中学校へ入る「下里中学校緊急避難場所」という表示板があるんですけども、これは表面が黄色地で、それで字が書かれていて、大きさも縦が50センチで横が90センチと一回り大きくてよく目立つんです。この表示板の大きさと色なんですけども、同じような大きさといいますか、そういうものに検討できないかお伺いします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 表示板の大きさについてということでございますけど、まずは県の施設のほうに取りつけさせていただいておりますので、また県の教育委員会のほうとも相談させていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） それでは、相談のほうよろしくお願いします。

それと、もう一つなんですけども、4階の通路が避難場所ということで、県教委との話になってると思うんですけども、その4階の通路なんですけど、はかってきたら140センチ、1メートル40ある。そしたら、大人が3人ぐらいこうやって立ったら大体いっぱいなんです。ですから、県と協議するときに、4階の空き室、あるかどうかわかりませんが、あるようでしたら緊急の場合はその部屋も貸してもらえようことで相談していただきたいんですけども、それについていかがですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 空き室ですけども、やはり県の教職員住宅ということでふだん鍵もかかっていることかと思います。緊急避難時にその鍵を借りてあけるということもちょ

つと不可能ではないかと思えますけども、一応相談はさせていただきますけども、多分鍵を役場のほうで保管、そういうことはなかなか許可がおりないのかなとは考えてございます。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） できるようでしたらお願いしたいと思えます。

それから、まだ返事を聞いてなかったんでちょっと確認しますけども、J A の元下里支所のビルなんですけども、その当時の総務課長は調査の上検討いたしますということで返事をさせていただいているんですけども、その後ビルの建設年度とか耐久性があるのかどうか、昭和56年以前の建物なんかそれとも以降の建物なんか、それから屋上までの高さ、それから屋上部分の広さ、それからこの場所の浸水深はどれぐらいになるのか、そしてまた J A の意向、同意、貸し出せるのか貸し出せないのか、使用はできるのかできないのか、そういう点をちょっと調べていただいているかと思うんで、お願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 確かに昨年の6月議会、議員からの御質問がありまして、当時の総務課長が検討させていただきますというような形で御答弁させていただいております。昨年の質問以降の話になりますけども、県のほうから25年3月に津波浸水想定の正確なものを発表するということがありましたので、それが発表されるまで私たちのほうもちょっと検討のほうはさせていただいてございません。それ以降ですけども、私たち、直接 J A のほうに確認したわけではございませんけども、現場に赴き、タイル張りの壁ですのでタイル1目盛りどれぐらい、何枚張ってるんでっていうような形で目測させていただきましたら、大体表側で屋上まで9メートルほどの高さになるかと思えます。それと、その建物の立っている海拔が約4.1メートルございますので、もし屋上へ逃れた場合は大体13メートル余りの高さになるかと思っております。それで、その地点での、3月に発表された浸水深からいきますと、ちょっと色分けが見にくいところなんですけどもおよそ2メートル未満ぐらい、あそこの旭橋のつけ根はちょっと高くなっておりますので地図上では白地、浸水がないというような表示になってございます。

ただ、その付近に住んでいる方が逃げるにしましても、前が太田川、後ろに江川というような形で川に挟まれた部分になってございます。それで、今回発表されました浸水想定におきましては川の遡上による高さの変化というのは考慮されてございませんので、もしそういったものがあればもう少し浸水する可能性があるのではないか、また津波が目の前に迫ってくる方向を向いて逃げるということになりますので、そのときの逃げる方の恐怖心、そういったものをいろいろ考え合わせてまして、なかなか調査研究のほうにはちょっと踏み切れない状態でございます。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） その高さ、屋上までで大体13メートルあるということなんで、ちょうど江川と太田川に挟まれたあそこの一帯の人は、その川に挟まれてるから年寄りはどこへも逃げるのができんですよ、もし川を上がってきたら。ここしか場所がないんで、あの付近はお年寄

りの人もありますんで、できたらJAのほうともお話ししていただいて、できましたら外階段をつけると、そうすれば避難タワーが1つ省略できる。外階段だけの費用で立てれるんです。そうしたら、あの付近の人も少しは安心する。それで、ほかの駅の方面の人については、今後また別の避難タワーなりを考えていただくというようなことで、ちょっとJAのほうへ一度確認していただいて検討していただけないものかお尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） JAのほうへの確認なんですけども、昭和56年以前に建てられたものであればちょっと耐震性というのが問題出てきますし、その辺も含めましてまた一応お話はさせてもらおうと思っております。

それで、現在県工事のほうで防潮堤の補強工事、それと先ほど御質問ございました江川の樋門等の工事も進んでおります。そういった形で、まず津波の第一波というのは防げるのかな、それである程度時間稼ぎできるのかなという考えも持っております。できましたらそういった川の近くの施設へ逃げるよりも、下里のほう、これからは津波の浸水深というのが発表されてございますので、今までちょっと中断しておりました避難タワー、これにつきましてもまた再度検討してみる価値があるのかなということもありますので、その辺も含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） それでは、建物自体が古くて耐震上もたないということでしたら無理なんですけども、そういう点も確認した上で今後検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、生涯スポーツのほうに入らせていただきます。

生涯スポーツの普及推進についてということで、少子・高齢化が進む中で、特に高齢者のスポーツに対する対応についてお尋ねいたします。

その1つ目に、生涯スポーツに関する基本方針と考え方についてお尋ねします。町の長期総合計画の中の、皆さん持っていないと思うんですけども、ちょっとこの部分を言いますので担当の人はお答えしていただきたいと思います。

まず、教育委員会なんですけども、生涯スポーツについてということで、施策の現状ということで、「子どもから高齢者まで幅広い年齢層が、いつまでもスポーツに親しむことができるように、各種教室を開催し、生涯スポーツの普及・啓発を行っています」ということが書かれているんです。それから、その下のほうの施策の方向の中で、地域スポーツ活動の促進ということで、「地域のスポーツ人口拡大に向けた生涯スポーツの振興を推進します」と、その下の⑤のところに、高齢者、障害者などへ配慮したスポーツの振興、「高齢者・障害者など、誰もが楽しめるスポーツの振興を図ります」と、こういう記載がされているんです。教育次長、いかがですか。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 議員おっしゃられるとおり、長期総合計画にはそのようにうたわれて

おります。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） 福祉課長にもお聞きします。この長期総合計画なんですけども、その中で生きがいつくりの推進という段があるんです。「老人クラブへの加入促進や学習講座の充実を図ります」、そして「スポーツ、レクリエーション活動への参加呼びかけ等活動の充実を図ります」と、こういうことが記載されているんですが、いかがですか。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 私ども福祉課といたしましては、その生きがいつくり、特に介護保険関係、健康増進事業の中で、介護予防事業を中心にした運動、そして健康増進事業につきましては、長寿になってもらうためのそういう運動、体操を現在進めているところでございます。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） それでは、住民課長にお聞きします。今教育委員会と福祉課、お二人に答えていただいたんですけども、生涯スポーツの普及推進によって、高齢者が運動をすることによって骨とか筋力を強くします。それによって体の衰えをおくらすことで、高齢者の医療費の抑制に大変貢献していると思うんですけども、住民課長のお考えをお聞きします。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 数年前から、住民の健康寿命を延伸ということで、国民健康保険の全国的な運動の中にもそういったことは組み込まれてございます。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） 町長にお聞きしますけども、今次長と課長二人にお聞きしたように、高齢者の生涯スポーツの普及推進については、町財政の運営と節約、そういう面に変大な波及効果があると思うんですけども、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員おっしゃるように、高齢者の健康を保持するということは、もうこれは課題かと思えます。そういう意味で、体を動かすということが健康への秘訣にもつながろうかと思うんで、そういう生涯スポーツ、高齢者対策の、特にグラウンドゴルフ、今木戸浦でも毎日のように朝早くからグラウンドゴルフをやっておられるようですので、そういうことも。今回もそういう推奨のために、前年度の町長杯で個人に優勝した方にトロフィーを出すようにというように、できる限りそれをみんなそれを目指して頑張ってもらえるような方法も今やっておりますし、今後も町内だけでなく、うちは観光の面もありますので、できたらいろいろな大会が催せれるような場所もできればと考えます。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） ありがとうございます。グラウンドゴルフの人口も物すごくふえてきて、高齢者、特に70歳から後半の人たちが頑張っておられます。

この件について、公民館分館活動の中で、高齢者、今の老人会の活動についてお尋ねします。

特にグラウンドゴルフを取り上げてお聞きしますが、このスポーツについても、以前から生涯学習課において普及推進に努められてきたと思うんですけども、今後もグラウンドゴルフ競技の普及拡大について教育委員会は推進し協力していかれるのかお伺いします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 3番議員にはこの教育関係、釈迦に説法な部分が出てまいりますが、私の知り得る範囲からお答えさせていただきますと、平成11年ごろに体育指導員のほうでニュースポーツとしてグラウンドゴルフを勉強して普及さそうと、そして平成12年、13年あたりに公民館で各地域へ出向いての教室、ルール説明会、そしてまたもっと遠いということで高津気地区にも特別に来てくれということでルール説明に行ったようであります。そうこうして各地域で愛好者の方がふえられまして、体育協会に加盟して体育協会の中の一つのクラブ、部として活動していただいております。そしてまた、その中で加盟はしてないけど各地域で活動して楽しんでいただいている方もあって、2種類に分かれた今活動をされておるようであります。そういうことで、公民館としては一応普及啓発には成功した事例の一つとして、生涯学習のほうでは思っております。

こうすることで、今後ともこういうニュースポーツの紹介とは別に、こういうスポーツについても後押しと申しましょうか、後ろ盾となって皆さんの活動しやすいような状況を創出していきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ただいまの次長の御答弁で、このグラウンドゴルフについては約10年かかってこのように普及し推進してきたというお答えで、これからも普及推進については協力していくということで承っておきます。

それから、このグラウンドゴルフの使用している場所とか使用料についてちょっとお尋ねしたいんですけども、各小学校の屋外運動場を使用してやっているといると思うんですけども、その使用状況と使用料についてお尋ねします。宇久井小学校、市野々小学校、そして元浦神小学校、それでほかに太田小もあるんですか、そういうところの使用状況と、それでこの25年4月からの使用料はどうなっているのかお答え願います。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 議員お尋ねのグラウンドの使用料でございます。

この使用料につきましては、私どもの町条例のほうに那智勝浦町学校設備使用条例というのがございまして、その中でうたわれている金額といたしましては半日1,050円という金額になります。ただし、この4月以降ということでございます。

これにつきましては、24年度昨年度まで各地域の学校のグラウンドゴルフで使われた部分が教育委員会のほうには届いてございまして、学校長とその地域の方の話し合いで決めておったようであります。ですから、何回使ったかという報告は24年度までいただいております。そして、25年度になりまして浦神小学校が学校施設から外れた、その関係で使用申請が出てきた、今それでどうするかということを話し合いはさせていただいている最中でございます。

す。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） そしたら、この25年4月からはまだ使用料は全然徴収してないということですね。浦神小学校で4月ぐらいに使用料は支払ってないでしょうか。使用申請して8,000円ぐらい請求されて支払ったと思うんですけども、そういう負担があったというようなことを聞いているんですけども、それは聞いてないでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 実際に使用料をいただいているというのは、私はちょっと聞いてございませんでしたので先ほどの答弁になっております。また早急に調査させていただきます。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） その使用料なんですけども、もし徴収しておりましたら、浦神小学校は3月末で廃校になった、それでもう学校じゃなくなっているんです。ですから、学校設置条例には載ってないと、削られている。そうした中で、これは今管理は教育委員会がされているのか、それとも総務課がしているのか、ちょっとその点確認させていただきます。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 管理につきましては教育委員会で継続して行わせていただいております。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） 校舎も体育館も全部、元浦神小学校が管理している、教育財産であるということなんです、現在も。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 一応教育財産から外させていただいておりますが、町当局から中身の移管がまだされてないということで、貸し出し等のことは教育委員会、水道代、電気代等も教育委員会のほうで今支払っているということで、教育財産から外れておりますが教育委員会が、町から委託を特別受けたわけではありませんが管理をしていると、そういう状況であります。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） 先ほどもお尋ねしましたように、学校設置条例から外れていると。それに基づいた学校設備使用条例施行規則があるんです。これは教育委員会の規則なんです、この中に、学校設備を使用した場合には使用料は次のとおり取れるということで載っているんですけども、その中に浦神小学校はない。ですから、浦神小学校の屋外運動場もこの使用条例には当てはまらない施設なんです、もうなくなってるんですから、もう削られてるんですから。今この規則を持ってるんですけど、この中には全然もうそういう記載がないわけなんです。

ですから、4月からの使用料は取ってるかどうかちょっと今定かではないということなんですけども、もし徴収しておりましたら、相手のほうへも連絡して善処していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 議員の御指摘の方向であります、私どもも教育施設としては載っていないんですが、管理させていただいておる関係で類似施設ということで進めさせていただいております。そうしないと、先ほど議員からありましたように、ほかの学校で同じような団体さんが使っておって非常に差異が出てくる場合もございますので、一応類似施設はこれに準ずると、これはあくまでも私が勝手に解釈しておる部分でございますけども、教育委員会の条例には載っていないが類似施設ということで進めさせていただきます。

御指摘の部分については、使用料については、議員おっしゃるとおり根拠のない部分もございますので、それはもう善処させていただく方向では検討させていただきます。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） 施設は元学校ですから類似施設といえばわかるんですけども、やはり規則でこういうふうに規定されてますんで、それについて遵守していただいて対応していただきたいと思います。

それで、公民館文化活動の中で、特に老人会に加入している高齢者の皆さんなんですけども、そのグラウンドゴルフをしているクラブから、4月の使用料について使用申請と減免申請を提出しているが教育委員会のほうからは使用料を支払ってほしいというようなことで通告されて大変困惑していると聞いております。これは、皆さんグラウンド使用をするときなんかには、グラウンドも整備し、草取り等、草刈り等行い、そしてまた学校行事、いろんな面とか、防犯の関係、防災の関係等もそうですけども、皆さん大変協力している。ほんで、地域の学校ということで皆さん大変協力しているんです。

それで、使用されている高齢者の皆さんは年金生活の中で健康と体力の保持ということで、そしてまたお互いの交流、親睦を深めるために、このスポーツ、グラウンドゴルフを通じてやっておられる。教育委員会もそのようにこれまで普及推進で進めてこられたんですけども、生涯スポーツの普及推進という考えの中で、使用料について減免の方向も入れた中で御配慮できないものかお尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 御質問の要旨でございますが、その前段といたしまして、スポーツは体育協会に入ってください方向でいろいろ進めておりまして、文化のほうでは文化協会に入ってください、そのきっかけづくり、このスポーツはどんなんやろかわからんよという部分についてのきっかけづくりについては社会体育のほうでやらせていただいて、そして書道や生け花やそういう文化的な部分、それについてもきっかけづくりとして公民館がそのきっかけをつくらせていただいております。そして、スポーツに限っていきますと、皆さんこのスポーツが自分の楽しみだなど、一生というか、10年、20年やってみたいと思われるのであれば、そこから自分でやっていただくという部分でございます。そこからは趣味の世界になって、それで競技スポーツとしては体育協会で行くということでございますが、私どもも、先ほど申しましたように、各地域でいろんな団体さんがございまして、おっしゃるとおり学校行事なり、学

校のグラウンド整備、非常にボランティアでやっていただいております。そういうボランティアの崇高な精神をこういうものに置きかえるのは非常に失礼な部分が私どもとしてはあると思います。そういうことも踏まえまして、この浦神小学校の使用団体と宇久井小学校の使用団体、市野々の使用団体、一度皆さんお集まりいただきまして、私どもと話をすり合わせていただいて、議員おっしゃる方向での検討を1回してみたいと思いますので、どうぞそういうことで御容赦願いたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） それでは、次長御答弁のように、グラウンドゴルフの普及推進のためにも皆さんと話し合っていただく場を設けていただいて、今後減免等を含めた中で対応していただきたいとお願いいたします。

それでは、私の一般質問をこれで終わらせてもらいます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開16時50分。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時31分 休憩

16時49分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

次に、7番田中議員の一般質問を許可します。

7番田中君。

時間延長を行います。

〔16時49分・時間延長〕

○7番（田中幸子君） それでは、通告順に従って始めさせていただきます。

まず、観光地の防災対策です。

観光に来られた皆さんがいち早く逃げるという周知をしていただくためにも表示板が大事ではないかと思います。6月でも、表示板について、表示板の順路についてもお尋ねいたしました。その後の状況をお尋ねいたします。また森山のほうでも奥のほうに表示板がありました、まだ前のほうには出てきてないのでわかりにくい位置にあるということで、そのときにはなるべく見えるところにとということで検討したいということでしたので、そのことも含めてぜひお聞かせください。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 表示板に関連してですけども、前回観光客にわかりやすいよなという形で、地図よりかN T Tの電柱とか、そういったものに矢印だけでもつけさせていただけるよう検討させていただきますということで御答弁させていただきました。ちょっとまだ直接的にはN T T等のほうには話は持っていってございませぬけども、そのような形で進めさせていただきたいと考えてございます。

森山のところにつきましても、まだ移設のほうはでき上がってございません。

○議長（森本隆夫君） 7 番田中君。

○7 番（田中幸子君） 今まだそういう段階だということなんですが、これからもハザードマップとかいろいろつくる段階でもそういう設置位置も決めていくかとは思いますが、こういう表示板っていうのは、どうなんでしょう、観光客の方はそのときしか訪れないということではなく、この観光地、観光の方、役場の観光課、観光協会も含めて観光誘致ということで一生懸命頑張っておられます。そこではお客さんもたくさん来ていただくという状況にあります。周知する分については、やはり早目に早目につける状況になるほうがいいと思いますので、もっと早くわかるような形でつけていくということではできないのでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） ことしの3月に南海トラフの巨大地震、三連動地震の津波浸水想定が発表されてございます。それを受けまして、防災のほうでは、総合防災マップ、これは洪水、土砂災害、津波、この3つの災害を想定したハザードマップというものを作成しようと計画して、現在取り組んでございます。そういったものができ上がってきまして表示板の設置場所等とも決まってくるかと思えますし、もうしばらくお待ちいただきたいと思ってございます。

○議長（森本隆夫君） 7 番田中君。

○7 番（田中幸子君） そしたら、できるのがいつというのはまだ先の話ですね。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 早急にでき上がるような形では進んでございますけども、やはり年末から年度末ぐらいまで、特に地元との意見調整等々も出てきますし、また県のほうから避難困難地区の指定とかという話も出ておりますので、もうしばらく時間を頂戴したいと考えてございます。

○議長（森本隆夫君） 7 番田中君。

○7 番（田中幸子君） できれば、自主防災の関係では区のほうでこの小さな分を各地区のほうでつけていただいています。その分だけの今は対応ということになってはいますが、しっかりしたものはそのときにつけるということで、一時しのぎでも何か据えつけられるっていうことはないのでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） どういった形の表示板がいいのかということもございますけども、まずは逃げる場所がどちらの方向にあるか、それが一番手っ取り早い方法かなというのでも考えてはございます。そういったことで、前回にもお答えさせていただいておりますけども、もう既設にあります電柱、そういったものを活用した方法が一番早くできるのではないかと考えてございます。

○議長（森本隆夫君） 7 番田中君。

○7 番（田中幸子君） それを含めてなんですけども、設置するところは木とか生えてくる位置、

障害物のない、木というのは冬は枯れてて葉っぱもないんですけども、やがて季節になったら結構枝が張ったりしてせっかく据えつけてもそれが邪魔になって見えないとか、障害物の関係で見えないというのも現実今ありますので、そういうところも十分気をつけていただきたいと思います。暮れぐらいまでには何とか急ぎたいということもありますし、そういう時間がかかることもあるかと思いますが、ぜひそういうことも注意していただきたいと思います。

それから、3番議員も言われてたんですけども、表示板っていうのはなるべく見やすい部分っていうことで、こんな小さいのでも結構値段はするんですけども、見やすいっていうことでぜひ大きいものにさせていただくということと、あと1番議員も言われてたんですけども、外国人も観光客に多いので、そこもわかるような表示板もできたら一緒に考えていただきたいと思います。

あと一つ、考えていただく中に、地元の方との相談もつていうこともありましたが、先日、清水生花さんの裏のほうに避難路、山のほうにつくられているんですけども、そこにもまだ表示板が出されていないかと思うんです。ぜひこっちだよっていうような印の矢印も、そちらのほうにもぜひ早目につけていただくことを、これも今総務課長が言われたようにもうちょっと時間がかかるということでしたけども、そのことも含めてよろしくお願ひしたいと思うんですけども。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） その今御指摘のあった清水生花店のところだけじゃなくて、全体的になるべく早くできるような形で進めていきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） 季節的にはもう海水浴の関係は終わってしまったんですけども、この表示板も、順路も含めて海水浴の関係でお伺ひしたいと思います。

実は、海水浴のほうで玉の浦とか宇久井、湯川のほうに行ってみますと、防災関係での表示板っていうのがなかったです。そこもぜひ今後は考えていただきたいと思います。

それで、先ほど地図はちょっとわかりにくいということだったんですけども、場所、場所によつては、玉の浦のほうでは町内案内図がありました。そこにはあったんですけども、ただ町内案内図っていうことだけでした。駐車場にもないということでしたので、含めてこれからもお願ひしたいんですけども。那智の浜のほうでは表示板があったんですけども、浜のほうでは駅側のほうに向いて逃げるところの印とかはあるんですけども、海側には裏になるので何も貼ってない状況になっています。それから、こちらからいうと、臨海の端側の海水浴のほうでは、駐車場のところにシャワーとおトイレがあるんですけども、そっち側のほうに表示板と、それから避難路のほうの案内図が1つありました。そこもシャワー側にはあるんですけども反対側にはないんです。言うたら表裏、両方使えるような、ああいうとこつていうのは表も裏も人がいてるので、そういうところちょっと場所によっては研究していただきたいと思います。

那智駅には本当に何も今のところないというのが、ちょっと心配なところでもあります。いざとなつて、住民の方が逃げればそこを向いて観光客も一緒に逃げるといふこともあるかとは

思うんですけども、やはり観光客の多い町としては、しっかりした表示板を含めて避難順路を据えつけることは大事かと思いますので、そこらの分も検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 避難表示板の関係ですけども、那智の浜につきましては、那智駅のほうから地下トンネルを越えて外へ出た時計台のあるあたりに1つつけてございます。その横には県が設置してくれております、高いところへすぐ避難というような文字の入った絵もございます。那智駅側につきましては、浜ノ宮区さんのほうで、自主防災組織のほうになるかと思いますが、避難路整備に伴いまして避難路はこっちだというような案内板を道路のほうにも設置していただいております。

それで、今議員さんがおっしゃられましたように、表示板を見るよりか、地元の方にまず揺れたら逃げるということを徹底していただきまして、地元の方が率先避難者として観光客を引っ張って逃げる、地元の方について逃げれば避難所へつける、そのような形でも広報を行っていきたいと考えてございます。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） 海水浴場っていうとなかなか逃げるのも大変だと思うんですけども、町としては海水浴の利用者を対象とした避難誘導計画っていうのはありますか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 海水浴場の避難体制につきましては、現在町内の4海水浴場、それぞれそのシーズンの管理を警備保障会社に委託しております。その中で、緊急時の避難誘導、そして緊急時の救助活動あるいは遊泳者の監視等々、全般にわたって契約してやっております。

ですから、津波あるいは地震等、何か災害が起こった場合も、警備会社のほうはそれぞれそういう場合の訓練というのも十分やっているところでございます。そういったところに委託して海水浴シーズンの現場での非常事態の対応というのはやっているのが現状でございます。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） その非常の誘導するっていう形では、どういうふうにされているかということもあるんですけども、防災放送も入るかと思いますが、これは東日本大震災を踏まえて海水浴場津波避難誘導計画っていうことで、茨城県のほうで大洗町というところでしてるんですけども、海水浴及び海岸にいる関係者が慌てることなく安全に避難できる計画としてこれを策定しているということなんです。津波注意報発令時には黄色い発煙筒、または大津波警報発表時には赤色の発煙筒を用いて、多くの海水浴客に情報を知らせるということもしています。

また、ライフセーバーなどが大旗を振って合図をしながら避難誘導をするということを誘導を行うということで訓練も実施されているということです。また、海水浴に来られた方に、有料駐車場で安全対策ということでは最寄りの避難路の方向へというビラも配っているということです。そういう対策もする必要があるんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） まず、津波の注意報等が出た場合の対応ですけども、当然その場合はすぐに遊泳禁止という措置をとって、その場のガードマン等にその措置をとってもらおうということは契約の中で確認しております。そして、今議員おっしゃったそういった現場でのお客さんに対する避難情報の提供、あるいは何か起きた場合の対策等々の告知、そういったものについてはまた来年のシーズンに向かってちょっと検討していきたいと考えております。

○議長（森本隆夫君） 7 番田中君。

○7 番（田中幸子君） やはり海水浴も観光の一つの取り組みになっていますので、ぜひそういうところも検討していただきたいと思います。

先ほども申しました表示板についてとか、避難順路、さらには避難案内図っていうんですか、町内の図面、場所を書いてあるような案内板、そういうのもぜひ検討していただくようお願いしたいと思います。これから27年度に向けては国体もありますし、そこらではたくさんの方よそから来られる方も見えられるので、すぐに避難できるような形ということでは取り組みをお願いしたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 当町を訪れるのは、観光客だけでなく近隣の市町村から用事で来られる、そういった方も数多くございます。そういったことで、町内に住んでの方以外の方が見てすぐどこに避難所があるか、そういったものがわかるようなものを考えていきたいと思ってございます。

○議長（森本隆夫君） 7 番田中君。

○7 番（田中幸子君） 早く急いでも言うても年末までかかるということですので、それまでの対応ができるようなものも考えられたらぜひお願いしたいと思います。

次に、生活保護引き下げについてです。

生活保護費の切り下げについて、生活保護費の切り下げが8月から行われています。政府は、生活保護費のうち生活費に当たる生活扶助を今後3年間で段階的に引き下げることを決めました。受給世帯の96%の世帯に影響が及び、最大10%引き下げられる世帯もあります。中でも子育ての中の世帯に与える影響が一番大きいと言われています。生活保護費の引き下げは、憲法で保障された最低水準を引き下げることであり、現在保護を受けている方の生活を脅かすことになります。生活保護世帯の世帯主別の状況では、少ない年金だけでは暮らしていけない保護世帯のうち、高齢者世帯が全国で約40%、和歌山県では54%、あとは傷病者世帯、それから障害者世帯、母子世帯を合わせると、和歌山県では91%を占めています。あとは働ける年代に該当する方もおられます。その方をいろいろ分類しても90%の部分ですが、その世帯は50歳以上が半数以上を占め、この部分が会社のリストラなどにより最近ふえている状況です。この生活保護引き下げによりまして町民に与える影響についてお聞きいたします。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） この生活保護の引き下げの影響でございますが、生活扶助の基準につ

きましては、確かに議員おっしゃるとおり、その適正化の観点から本年8月1日より新たな基準に見直したところでございます。生活扶助基準の見直しにつきましては、これに伴い他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府ではできる限り影響が及ばないようにするために、今年2月5日に全閣僚では対応方針を確認されております。

また、地方自治体におきましても、この旨通達を発出されまして、自治体独自に実施されている事業についても適切に判断、対応するよう示されているところでございます。そしてまた、生活扶助基準につきましては、毎年度国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案いたしまして予算編成過程で検討されるものでありまして、今後物価の上昇に伴い国民の消費動向が上昇する場合には、そのことも勘案しつつ改定を検討するといったしております。

特に、他制度に生じる影響でございますが、個人住民税の非課税限度額等につきましては、25年度は影響はないということとなっております。26年度以降につきましては税制改正について対応するというところでございます。そして、非課税限度額を参照しているものについては、26年度以降の税制改正を踏まえて対応するというようなことが文章で流れております。特に高齢者の問題ですけれども、高齢者については40歳以上については逆に単価が上がっております。40歳以下については単価が下げられたような状態になっています。そして、ゼロ歳から2歳児のおる家庭についても、それも単価が上がっているような状況になっております。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） この生活保護費の引き下げによって、受給されておられる方も自分は幾ら引き下げられてちょっと苦しいなという話も聞きました。実際にその人たちがそれを我慢して受けとめるかっていうところもあるのですけれども、那智勝浦は間に立って県の振興局が生活保護の関係では取り組みということになっているんですけど、ケースワーカーのほうで。この件に、受給されている住民の方が不服申し立ての審査請求、そういう方がおられるかどうかという含めてなんですけれども、実際8月から始まっているということで町のほうにそういう話はないでしょうか、下げられたっていうことで。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 今のところそういう話は聞いておりません。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） 私もどなたがってということでは、これは個々のことは聞けない部分なんです、町の方でどれぐらいの方が受給されているかっていうこともちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 25年3月末の数字でございますが、那智勝浦町におきましては160世帯、人員にしますと191名、そして東牟婁管内の振興局で取り扱っているケースでございますが、那智勝浦町と太地町と北山村、合わせまして184世帯、そして人員が221名でございます。そのケース類型でいいますと、そのうちの高齢者が104世帯、56.5%を占めております。障害者については14世帯で7.6%の構成となっております。これが、振興局では、184世帯の分に

ついて3人のケースワーカーで仕事をしていただいております。

○議長（森本隆夫君） 7 番田中君。

○7 番（田中幸子君） ありがとうございます。

これから、また個々によって下げられる分は変わってくると思います。それで、生活が大変だということになれば、ぜひ審査請求ができるよってということも伝えてあげてほしいんですけども、もうそれは多分用紙とか来てると思うんですけども、それはないですか。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 私は今のところ文章では見ておりませんが、通達は来ると思います。

○議長（森本隆夫君） 7 番田中君。

○7 番（田中幸子君） ぜひそのときにはきめ細かい説明をしていただいて、このことに対して不服であればということで、審査請求を出すようにしていただくよう指導していただきたいと思っています。

生活保護は第1条で、「この法律は日本国憲法の第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い」としています。それで、「健康で文化的な水準を維持できることができるものでなければならない」としています。この法律から見て今の保護費の削減っていうのは、本当に全国の受給されておられる方にとっては大変だと思います。

また、日々の生活の中でも、電気料金のアップや、これからはまた灯油も必要になりますし、ガソリンの値上げ等もあります。他の食品とかの関係でも値上げとかが次々続いているということでは、まして余計に大変な生活になってくると思いますので、こういう部分では、この生活保護引き下げっていうことでは撤回をさせていきたいとは思っています。

町長、この那智勝浦町にも受給されている方が、今言われた方で160世帯あるということです。今後、これは国の制度でもありますが、やはり町民を生活を安定させ守っていくということでは、町長も県、国に中止を含めて要望も含めてしていただけるようお願いしたいんですけど。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） その辺については、また国へ行ったときも関係議員さんにはお願いしたり、県へ行ってはそういう状況を聞きながら、またお願いするようなことはしたいと思っています。

○議長（森本隆夫君） 7 番田中君。

○7 番（田中幸子君） ぜひ那智勝浦住民、この生活保護っていうのは全国の国民に当たるものなんですけど、生活がしっかりとできていけるサポートになるものですので、こういう関係でも、これからも今町長が言われたように、国にもそういう要望もぜひとっていただけたらと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（森本隆夫君） 7 番田中議員の一般質問を終結します。

以上をもって本定例会に通告されました一般質問は全部終了いたしましたので、これをもって一般質問を終結します。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あすは一般質問の予定となっておりますが、本日で全て終了しましたので、あすは休会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、あすは休会とすることに決定しました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

17時20分 散会